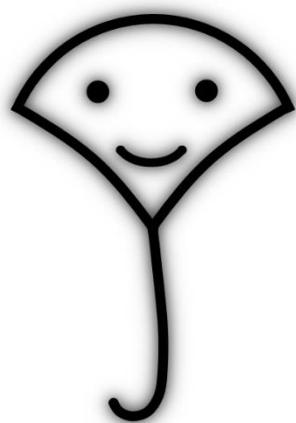


# 図書館要覧

令和3年度  
(2021年度)



泉佐野市立図書館



# 凡 例

---

- ・内容及び数値は令和3年4月より令和4年3月末までのものである。
- ・表、グラフ上の館名は略称を用いた。

中 央	……………	中央図書館
移動図書館	……………	移動図書館いちよう号
佐 野	……………	佐野公民館図書室
長 南	……………	長南公民館図書室
北 部	……………	北部公民館図書室
日 根 野	……………	日根野公民館図書室

- ・人口は令和4年3月末の数値。
- ・表中の「－」は該当なしを表す。
- ・泉佐野市立図書館条例施行規則の様式は省略した。



# 目 次

---

1. 泉佐野市立図書館運営方針	……………	1
2. 令和3年度重点施策	……………	3
3. 市の概要	……………	4
4. 図書館の沿革	……………	5
5. 施設の概要	……………	8
6. 図書館サービス網	……………	11
7. 組織・体制	……………	12
8. 予 算	……………	13
9. 利用案内	……………	14
10. 図書館資料	……………	16
11. 利用状況	……………	23
12. 行事・催し	……………	33
13. 条例・規則等	……………	36
14. 図書館協議会	……………	45
15. 視察・見学等	……………	46

# 1

# 泉佐野市立図書館運営方針

平成 8 年 5 月 1 8 日施行

平成 1 7 年 1 月 2 7 日改正

## 〈はじめに〉

平成 8 年 5 月に中央図書館がオープンして以来、泉佐野市立図書館では図書館法に基づいて運営の基本方針を定め、サービスを行ってきました。新しい図書館は多くの市民に親しまれ、これまで飛躍的な成果をあげてきました。サービス実績は、平成 1 1 年度には人口 1 0 万人未満の市区で貸出冊数全国 4 位、予約件数全国 3 位にまで達しました。しかし、平成 1 1 年度をピークに資料費もサービス実績も年々低下傾向にあります。

近年、図書館をとりまく環境が大きく変化し、とりわけ IT（情報通信技術）のめざましい進歩など社会情勢の変化は著しく、また、図書館政策においては、平成 1 3 年に文部科学省から「公立図書館の設置及び望ましい基準」（※参考資料⑤参照）が示されました。そのような新しい環境のもとで、図書館に要求される機能はより多様化・高度化しています。

図書館は、地域社会の教養、調査研究、レクリエーションなどに資することを目的として図書、記録その他必要な資料を収集・蓄積し、求められた資料や情報は誰にでも公平に利用する機会を与える施設です。

現在の高度情報通信社会において、図書館は電子化された新しい資料・情報や新技術を活用したサービスへの市民のニーズに適切に対応していくことが求められています。

このことから、本市の図書館サービスを時代に即し創造的に展開するための基本方針を次のとおり定めます。

## 〈基本方針〉

### 1. 地域の情報拠点

- 図書館の基本的な役割－資料・情報の提供
- 地域の人材を育む社会基盤
- 生涯学習の支援

図書館は、市民が考え、学び、自分で決定していくための資料・情報を無料で提供することにより、市民の知的自由を公的に保障するという役割を担っています。

市民の求める資料・情報を提供するために、図書館は新鮮な資料を豊富に

バランスよく収集し、大人、子ども、高齢者、障害者、在住外国人などあらゆる人々に応じたきめ細かなサービスを提供します。

専門的職員は、新しい技術や方法を積極的に取り入れ、紙媒体による資料・情報と、電子化された新しい資料・情報とを有機的に連携させ、市民の高度で多様な要求に適切に応えていきます。

図書館は、基本的なサービスを充実することで、個人の自立と住みよい地域社会の発展に貢献し、地域の人材を育む社会基盤となります。そして、市民が必要とする情報を提供するとともに情報活用能力を育成し、市民の情報格差（デジタルデバイド）の解消に積極的な役割を果たします。

図書館は、自ら学び自ら高めようとする市民の生涯学習への意欲を支援し、知的な出会いの場として、さまざまな活動の情報拠点となります。インターネットなどの情報通信技術を活用することにより、「地域への情報提供」とどまらず「地域からの情報発信」をするという、「地域の情報拠点」として機能していくことをめざします。

## 2. 市民の本棚

- 心地よい居場所としての図書館
- 生涯学習の場
- 豊かな地域社会の創造

図書館は市民の本棚として、気軽に利用でき、ゆったりと時間をすごせる心地よい居場所です。また、生涯にわたって学びたい創作したいというさまざまな思いを実現するところでもあります。

市民が学び、余暇を楽しむ場として、充実した図書館の存在は、市民の心を豊かにし地域の魅力を高めます。図書館は豊かな地域社会の形成に貢献します。

---

### ■ 参考資料

- ①『図書館の情報化の必要性とその推進方策についてー地域の情報化推進拠点としてー（報告）』（生涯学習審議会社会教育分科審議会 計画部会図書館専門委員会 平成10年10月27日）
- ②『新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について～情報化で広がる生涯学習の展望～（答申）』（生涯学習審議会 平成12年11月28日）
- ③『2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～』（地域電子図書館構想検討協力者会議 平成12年12月）
- ④『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）』（生涯学習審議会社会教育分科審議会 計画部会図書館専門委員会 平成12年12月8日）
- ⑤『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）』※（文部科学省 平成13年7月18日）

## 2

# 令和3年度重点施策

---

- (1) 地域の実情や市民の多様なニーズに対応できるよう、資料収集方針に基づきより望ましい資料構成に努める。
- (2) 地域資料（行政資料・郷土資料）の整備や電子資料の活用を進めるなど、資料情報の提供機能を充実させ、市民の生活や生涯学習の支援に努める。
- (3) 利用者が求める情報内容を素早く、的確に把握して応えていくレファレンス・サービスのより一層の向上に努める。
- (4) 図書館利用の促進や読書振興のために、インターネットを活用した情報発信など効果的な広報活動に努める。
- (5) 「泉佐野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動推進に努める。
- (6) こども園や学校等と連携し、情報・資料の提供を行い教育活動の支援に努める。
- (7) 市内各施設や市外の図書館との相互協力体制の充実に努める。
- (8) 市民の読書活動を支援するためにボランティア団体やその他読書活動諸団体との連携を深める。
- (9) 質の高いサービスができるように、職員一人ひとりが図書館サービスの意義と機能を理解し、資質を高める研修に取り組むことに努める。
- (10) 心地よい居場所としての図書館づくりに努める。

# 3

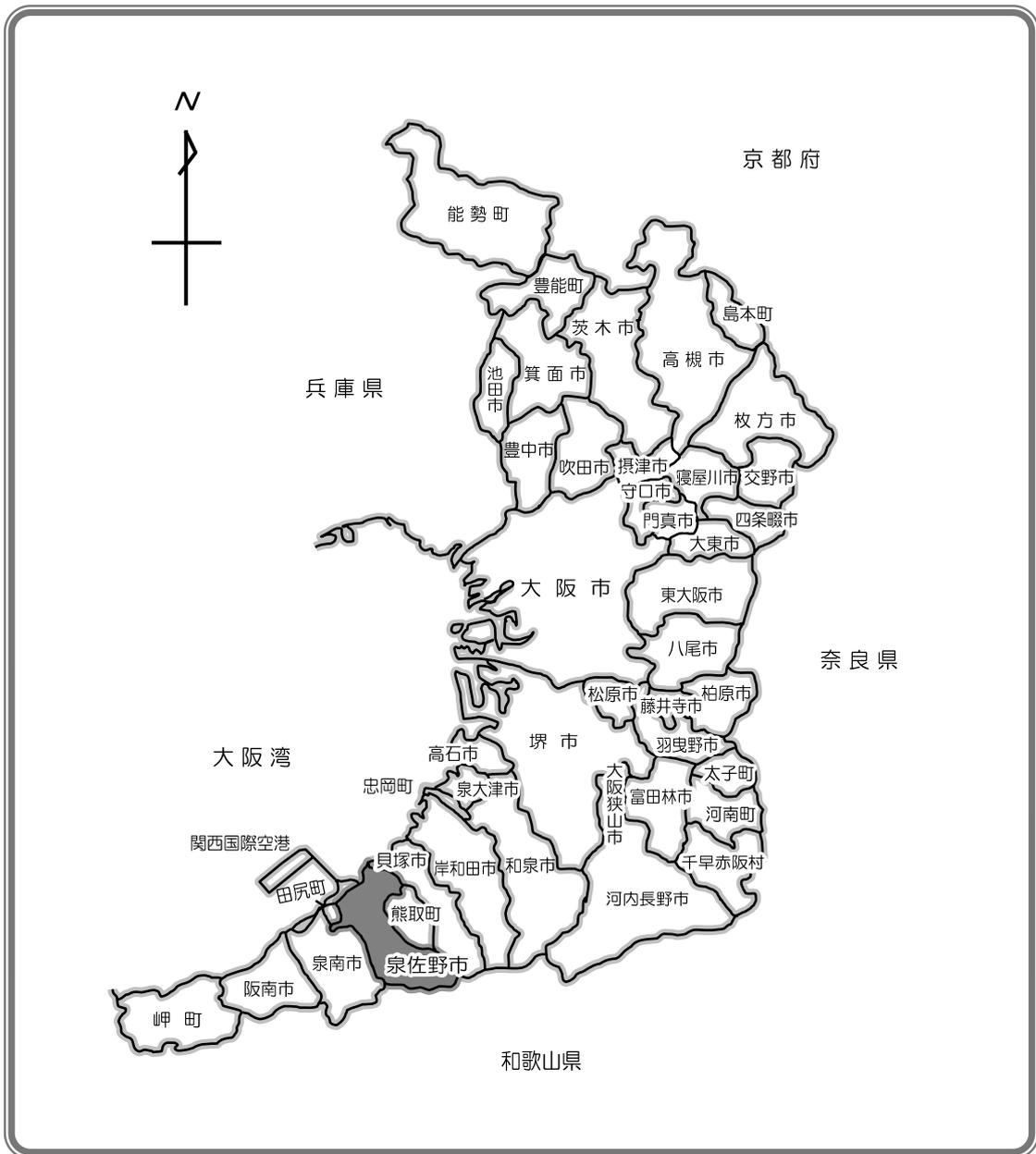
## 市の概要

泉佐野市は、昭和 23（1948）年佐野町の市制施行により成立し、昭和 29（1954）年南中通、日根野、長滝、上之郷、大土の 5 カ村と合併して現在の市域が形成されました。

平成 6（1994）年 9 月には関西国際空港が開港し、世界と日本を結ぶ玄関都市として、21 世紀にふさわしい国際都市をめざしてまちづくりに取り組んでいます。

面積：56.51Km<sup>2</sup>

人口：98,607 人（令和 4 年 3 月 31 日現在）



# 4

## 図書館の沿革

昭和 25 (1950) 年 5 月	泉佐野市立公民館内（本町の佐野町役場跡）に泉佐野市立図書館を併設
27 (1952) 年 7 月	泉佐野市立図書館条例制定 泉佐野市立図書館図書館協議会設置に関する条例制定 図書館閲覧規則制定
28 (1953) 年 9 月	泉佐野市立公民館内に大阪府立図書館泉佐野ブックステーションを設置
29 (1954) 年 11 月	泉佐野市図書館連絡協議会会則制定
30 (1955) 年 1 月	大阪府立図書館泉佐野ブックステーションを市役所日根野出張所 2 階に移転
46 (1971) 年 8 月	大阪府立図書館のブックステーション廃止に伴い泉佐野ブックステーションを市に移管、日根野ブックステーションとなる
51 (1976) 年 8 月	泉佐野市立公民館・図書館が本町から第二中学校跡（大西 1-16-5）へ移転
53 (1978) 年 3 月	第 2、第 4 日曜日開館（10 時～16 時）
58 (1983) 年 2 月	毎日曜日開館（10 時～16 時）
平成 1 (1989) 年 4 月	移動図書館いちょう号巡回開始
3 (1991) 年 12 月	移動図書館いちょう号電算システム導入
4 (1992) 年 10 月	泉佐野市立公民館新築に伴い大西 1-23-9 に移転
7 (1995) 年 4 月	土曜日、日曜日の開館時間を 10 時～16 時から 10 時～17 時に変更
8 (1996) 年 5 月	泉佐野市立中央図書館新築開館 泉佐野市立南中公民館改築（「長南公民館」に名称変更）、長南公民館図書室開館 泉佐野市立公民館が「佐野公民館」に名称変更、佐野公民館図書室開館 各公民館図書室は、図書館の分館機能を持ち図書館が運営する 電算システム導入、中央図書館をキーステーションに各公民館図書室と日根野ブックステーションをオンラインで結ぶ 泉佐野市立図書館条例、泉佐野市立図書館条例施行規則を全面改訂し制定
9 (1997) 年 7 月	開館時間の延長を試行（7 月 23 日より 8 月 30 日、19 時まで）
10 (1998) 年 8 月	移動図書館いちょう号車両更新
11 (1999) 年 6 月	広域貸出（貝塚市・熊取町・田尻町・泉南市在住者対象）の実施
12 (2000) 年 4 月	泉佐野市立図書館条例一部改定
9 月	対面朗読サービス開始
14 (2002) 年 6 月	電算システムを更新
16 (2004) 年 4 月	日根野ブックステーション廃止 視聴覚資料館内視聴ブースの休止
6 月	図書館サイト全面リニューアル 利用案内英語版を作成
10 月	休館日の変更（月曜日・火曜日休館）
17 (2005) 年 1 月	泉佐野市立図書館運営方針を改正
3 月	平成 8 年 5 月中央図書館オープンからの延べ貸出利用者が 150 万人を突破
18 (2006) 年 6 月	インターネット用パソコン・コーナーを設置（中央図書館）

平成 19 (2007) 年 4 月	休館日・開館時間の変更 〔・火曜日開館 ・開館時間を 10 時～17 時から 9 時 30 分～17 時に変更 ・中央図書館のみ火曜から土曜は 19 時まで開館〕
20 (2008) 年 2 月	DVD 貸出開始
21 (2009) 年 6 月	闘病記のコーナー設置 (中央図書館)
22 (2010) 年 3 月	「泉佐野子ども読書活動推進計画」策定
22 (2010) 年 8 月	利用案内中国語版 (簡体字)・ハングル版を作成
23 (2011) 年 2 月	オンライン・データベースの提供を開始 (中央図書館)
24 (2012) 年 2 月	朗読 CD コーナー設置 (中央図書館)
25 (2013) 年 10 月	電算システムを更新・WEBOPAC を開始
12 月	インターネット予約サービス開始
26 (2014) 年 4 月	ネーミングライツ契約により、中央図書館の名称が、レイクアルスター プラザ・カワサキ中央図書館に
11 月	DVD コーナー設置 (中央図書館)
27 (2015) 年 4 月	広域貸出対象地域の拡大 (岬町～岸和田市)
6 月	赤ちゃんの駅開設 (中央図書館)
28 (2016) 年 4 月	指定管理者 (図書館流通センター) による運営を開始 貸出冊数を 10 冊に変更 祝日開館開始 (中央図書館のみ 9 時 30 分～17 時まで開館) 書籍消毒機「ハッピークリーン」設置 (中央図書館) 飲料自動販売機設置 (中央図書館) ずくずくタイム開始 (中央図書館) BGM開始 (中央図書館 日曜・祝日のみ)
7 月	DVD 資料視聴ブース設置 (中央図書館)
30 (2018) 年 4 月	泉佐野市立北部市民交流センター本館改築、北部公民館図書室開館 北部公民館図書室開館に伴い、北部市民交流センターの移動図書館いち ょう号の巡回廃止
31 (2019) 年 4 月	泉佐野市立日根野公民館、日根野公民館図書室開館 日根野公民館図書室開館に伴い、日根野小学校の移動図書館いち ょう号の巡回廃止
令和 2 (2020) 年 4 月	泉佐野市立北中小学校、第一小学校、第二小学校、中央小学校、長南小 学校への移動図書館いちょう号の巡回開始 小学校への巡回開始に伴い、長滝町会館、北中ちびっこ広場の移動図 書館いちょう号の巡回廃止 移動図書館いちょう号での泉佐野駅早朝巡回を開始 (第 1・3 木曜日の 6 時 45 分～8 時 00 分) 泉佐野駅改札前に図書返却ポストを設置
8 月	泉佐野駅駅前工事のため、移動図書館いちょう号の泉佐野駅早朝巡回を 廃止
10 月	マイナンバーカードと貸出カードの連携登録を開始
12 月	泉佐野駅に貸出ロッカーを設置 貸出ロッカーでの予約資料受取を開始

令和 3 (2021) 年 4 月	いずみさの電子図書館を開始 リサイクルコーナーを設置 (中央図書館)
5 月	教科書の閲覧、貸出を開始 (中央図書館)
9 月	泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例制定
10 月	閲覧用タブレットの貸出を開始 (中央図書館)
11 月	貸出冊数を 15 冊に変更 市外利用者の予約受付可能 (所蔵資料のみ) に変更
4 (2022) 年 1 月	中央図書館の住所表記の変更 (泉佐野市市場東一丁目 2 番 1 号)
3 月	車両入れ替えのため、移動図書館いちょう号の巡回が終了

# 5

## 施設の概要

### レイクアルスタープラザ・カワサキ中央図書館



所在地 泉佐野市市場東一丁目2-1  
 電話 072(469)7130  
 FAX 072(469)7131

延床面積	3,025.16 m <sup>2</sup>		
<2階>	1,014.95 m <sup>2</sup>	<1階>	1,422.94 m <sup>2</sup>
閉架書庫	522.31	開架室	979.13
集会室	47.38	うち一般書架	595.08
視聴覚室	136.93	うち児童書架	215.30
その他	308.33	うちプラウニングコーナー	168.75
		おはなし室	22.57
		対面朗読室	13.95
		録音編集室	9.90
		作業室	78.52
		その他	318.87
		事務室	115.69
		電算室	34.82
		作業室・移動図書館書庫	140.63
		移動図書館車庫	85.15
		その他	210.98

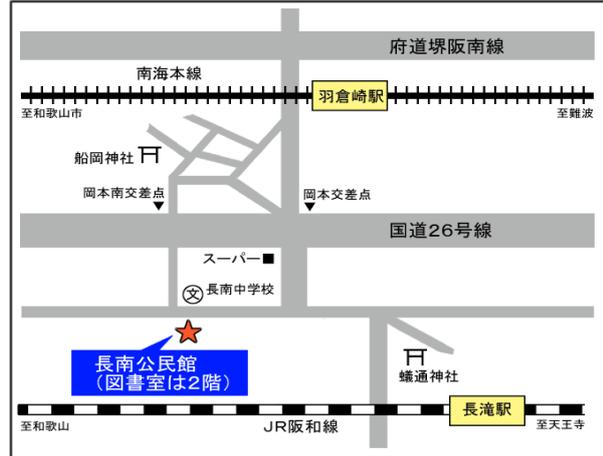
### 佐野公民館図書室（佐野公民館2階）



所在地 泉佐野市大西1丁目23-9  
 電話 072(463)6035

延床面積	267.58 m <sup>2</sup>	
サービス部分（事務室含む）	239.83	
書庫	27.75	

## 長南公民館図書室（長南公民館2階）



所在地 泉佐野市南中樫井1番地  
電話 072(465)1101

延床面積	332.64 m <sup>2</sup>
サービス部分	286.20
書庫	26.33
事務室	20.11

## 北部公民館図書室（北部公民館1階）



所在地 泉佐野市下瓦屋222-1  
電話 072(469)5171

延床面積	203.75 m <sup>2</sup>
------	-----------------------

## 日根野公民館図書室（日根野公民館2階）



所在地 泉佐野市日根野1660-1

電話 072(468)0808

延床面積 354.01㎡

平成31年4月2日開室

## 移動図書館いちよう号



仕様

車体名	日野バス リエッセ
全長	6,990 mm
車幅	2,025 mm
車高	2,900 mm
乗車定員	4名
排気量	4,163 cc
積載冊数	3,500冊

ステーション場所(令和3年3月現在)29ステーション(五十音順)

いこらも～る泉佐野臨時駐車場	長南小学校
大木小学校運動場前	土丸長生会館
貝田町会館	西出町会館
樫井西町若宮神社境内	日新小学校南門
上大木河原織布前	野々地蔵町内会館
上瓦屋ちびっこ広場	羽倉崎実行組合集会所駐車場
上之郷小学校裏門	府営泉ヶ丘住宅集会所
北中小学校	府営佐野台住宅一斉清掃ゴミ置き場前
佐野台小学校東門	府営鶴原北住宅集会所
新家町会館	府営鶴原中央住宅集会所
末広小学校正門	府営長滝住宅集会所
第一小学校	府営羽倉崎住宅中央集会所
第二小学校	湊町会館
第三小学校	安松町会館
中央小学校	

# 6

## 図書館サービス網



# 7

## 組織・体制

### 職員体制

中央図書館 (いちちょう号)	館長 1名 副館長 1名 責任者 4名	スタッフ 10名
佐野公民館図書室	スタッフ 2名	
長南公民館図書室	スタッフ 2名	
北部公民館図書室	スタッフ 2名	
日根野公民館図書室	スタッフ 2名	

## 8

## 予 算

(単位：円)

	令和3年度
収入の部	
I. 売上高	134,373,934
収入の部計	134,373,934
支出の部	
II. 人件費	86,873,696
III. 事務費	38,891,552
図書費	20,776,733
雑誌新聞費	4,436,606
その他資料費	0
その他諸経費	13,678,213
IV. 消費税及び地方消費税等	8,607,093
支出の部計	134,372,341
収支差額	1,593

## 9

## 利用案内

開館時間	中央図書館 9時30分～19時（日曜・祝日は17時まで） 佐野公民館図書室 9時30分～17時 長南公民館図書室 9時30分～17時 北部公民館図書室 10時30分～18時 日根野公民館図書室 9時30分～17時
休館日	月曜日（北部公民館図書室は日曜日） 年末年始（12月29日～1月3日までの日） 国民の祝日（中央図書館のみ開館、祝日が月曜日の場合は火曜日休館） 図書整理日（毎月最終木曜日、1月4日） 特別整理期間
貸出冊数、期間	一人10点まで3週間 うち視聴覚資料はあわせて3点まで（うちDVDは1点まで） うち紙芝居は3点まで  （2021年11月1日より貸出冊数の変更） 一人15点まで3週間 うち視聴覚資料はあわせて3点まで（うちDVDは1点まで） うち紙芝居は3点まで
貸出カードの発行	貸出カード申込書に記入してください。 泉佐野市内在住、在学、在勤、近隣の市町村在住（岸和田市、貝塚市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町）の方ならどなたでも登録できます。 1枚の貸出カードで泉佐野市立のすべての図書館で資料を借りることができます。
資料の検索	利用者用資料検索端末を備えています。 お気軽に職員におたずねください。
資料の予約	探している資料が見つからないときは予約できます。貸出中のものは返却されたら連絡します。所蔵していないものは、購入したり他の図書館から借りたりしてできる限りご要望におこたえします。視聴覚資料・コミック本の予約は、所蔵資料のみに限らせていただきます。 ※予約・リクエストの受付は泉佐野市内在住の方に限らせていただきます。  （2021年11月1日より変更） 泉佐野市外にお住まいの方も予約が可能になります。泉佐野市立図書館に所蔵がある資料の予約ができます。 ※リクエストの受付は泉佐野市内在住の方に限らせていただきます。
調べもの	辞典、百科事典、年鑑、便覧、白書、目録、郷土資料、行政資料、電話帳（中央図書館は全国分、公民館図書室は近畿地方分） 新聞、縮刷版などを所蔵しています。

	中央図書館ではマイクロフィルムなども利用できます。 必要な情報や資料を探すお手伝いをいたします。職員におたずねください。
<b>コピーサービス</b>	図書館で所蔵している資料は、著作権法の範囲内でコピーができます。(有料)
<b>団体貸出</b>	泉佐野市内の団体へ、200冊まで2カ月間貸出します。 団体登録が必要です。詳しくは図書館までお問い合わせください。
<b>図書館の利用に障害のある方へのサービス</b>	目の不自由な方のために大活字本及び中央図書館に拡大読書器を備えています。 耳の不自由な方、言葉の不自由な方のお問い合わせにはFAXをご利用いただけます。(中央図書館FAX072-469-7131) 車椅子で来館された方には、本の取り出しなど図書館利用のお手伝いをいたします。

## (1) 蔵書・受入冊数

## 蔵書冊数

館名	中央	移動図書館	佐野	長南	北部	日根野	合計	
所蔵資料数	総数	308,644	18,143	45,047	43,332	23,697	40,285	479,148
	うち児童書	79,629	10,319	14,704	15,735	9,955	15,590	145,932
	うち視聴覚資料	21,412	10	1,887	1,794	102	6	25,211
	うち教科書	1,228	0	0	0	0	0	1,228
	うち電子書籍	9,553	0	0	0	0	0	9,553

(点)

## 逐次刊行物購入タイトル数

館名	中央	移動図書館	佐野	長南	北部	日根野	合計
新聞	10	—	6	7	8	8	39
雑誌	79	—	20	21	25	26	171
官報	1	—	0	0	0	0	1

(点)

## マイクロフィルム [中央所蔵]

毎日新聞地方版(大阪)	昭和58年1月～平成20年12月
朝日新聞(大阪版)	昭和2年1月～平成20年12月
官報	昭和2年1月～平成20年12月
合計	2,739 リール

## 図書受入冊数

		購 入	寄 贈	合 計
中 央	一 般	2,007	223	2,230
	児 童	1,018	68	1,086
	合 計	3,025	291	3,316
移動図書館	一 般	496	73	569
	児 童	435	79	514
	合 計	931	152	1,083
佐 野	一 般	961	141	1,102
	児 童	477	37	514
	合 計	1,438	178	1,616
長 南	一 般	710	47	757
	児 童	373	12	385
	合 計	1083	59	1,142
北 部	一 般	678	54	732
	児 童	357	30	387
	合 計	1035	84	1,119
日 根 野	一 般	636	70	706
	児 童	564	28	592
	合 計	1200	98	1,298
合 計	一 般	5,488	608	6,096
	児 童	3,224	254	3,478
	合 計	8,712	862	9,574

(冊)

## 視聴覚資料 (CD・DVD) 受入点数

	C D	DVD
中 央	32	51
移動図書館	0	0
佐 野	0	1
長 南	32	2
北 部	11	0
日 根 野	0	1
合 計	75	55

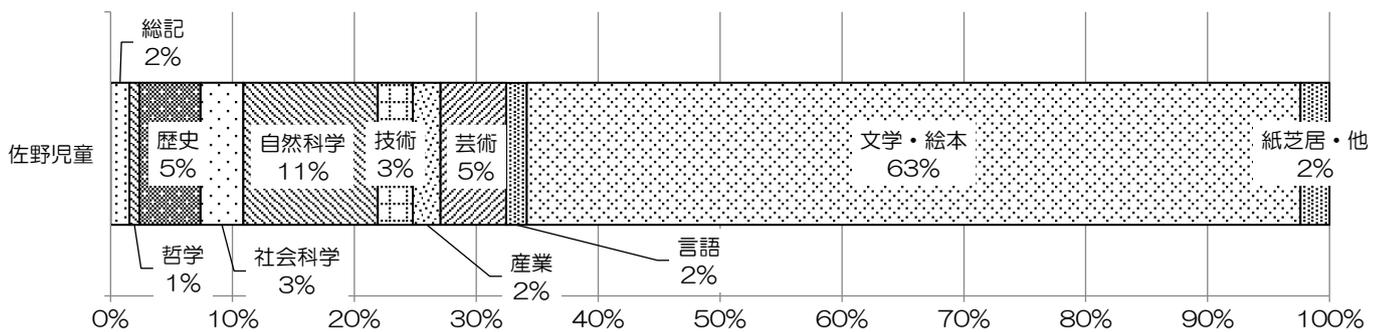
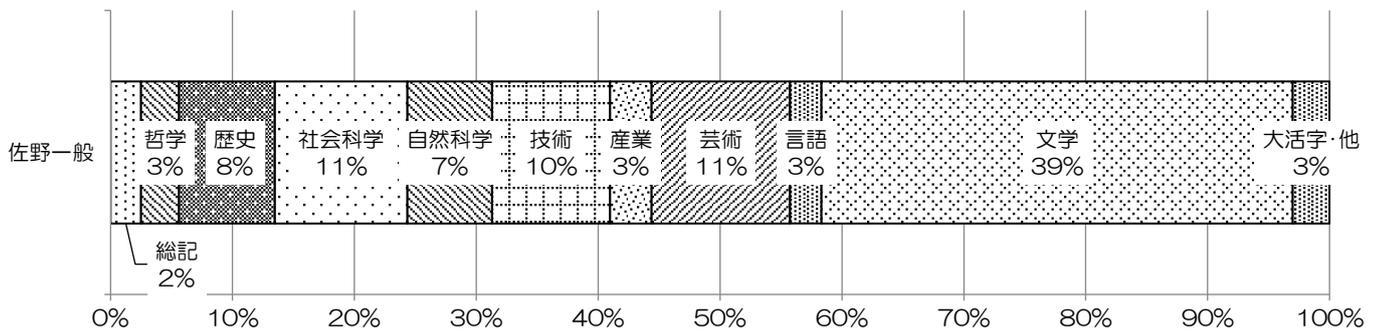
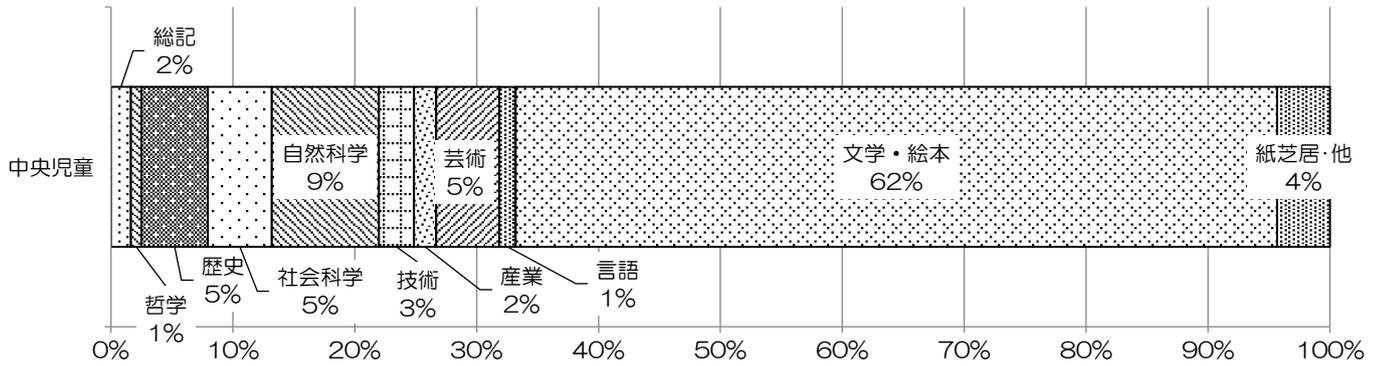
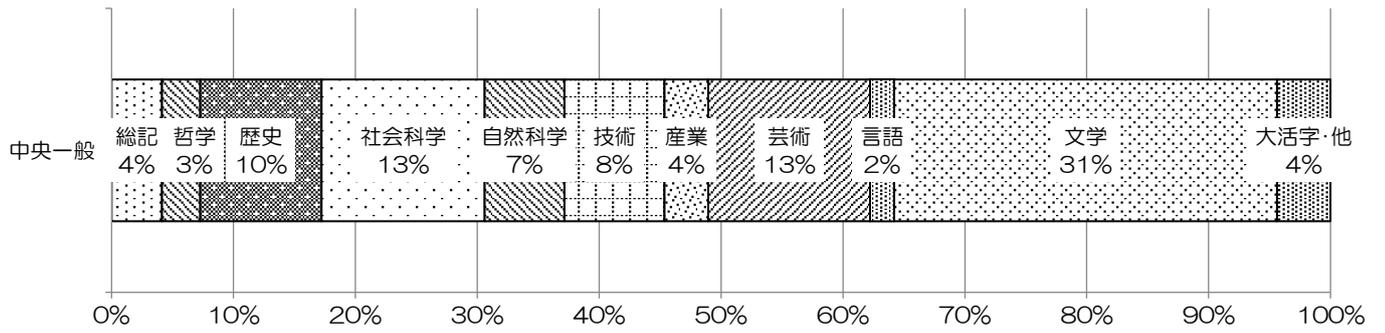
(点)

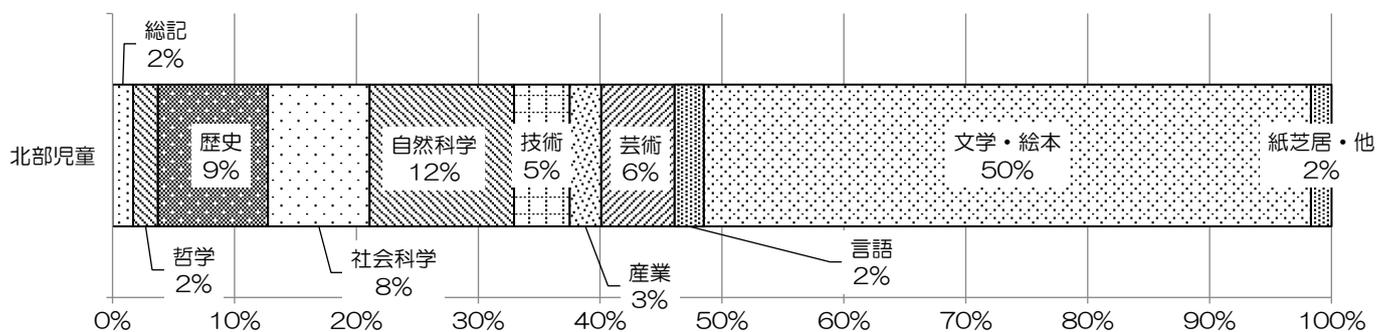
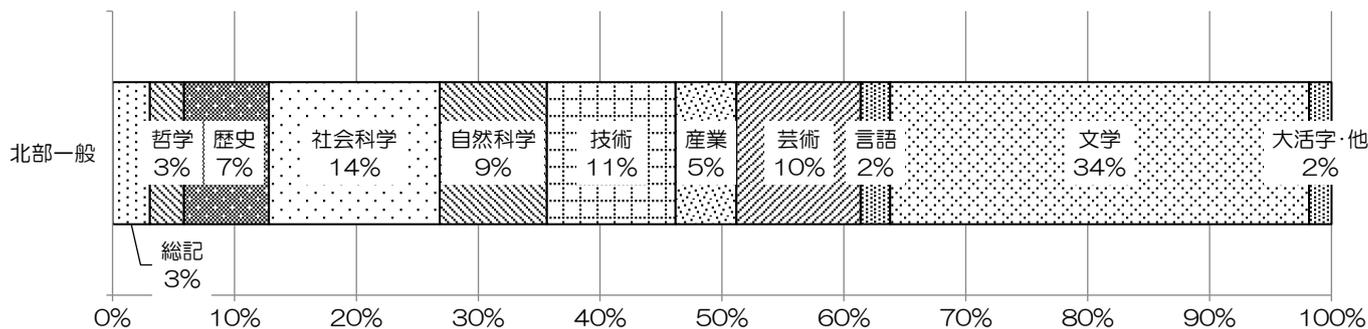
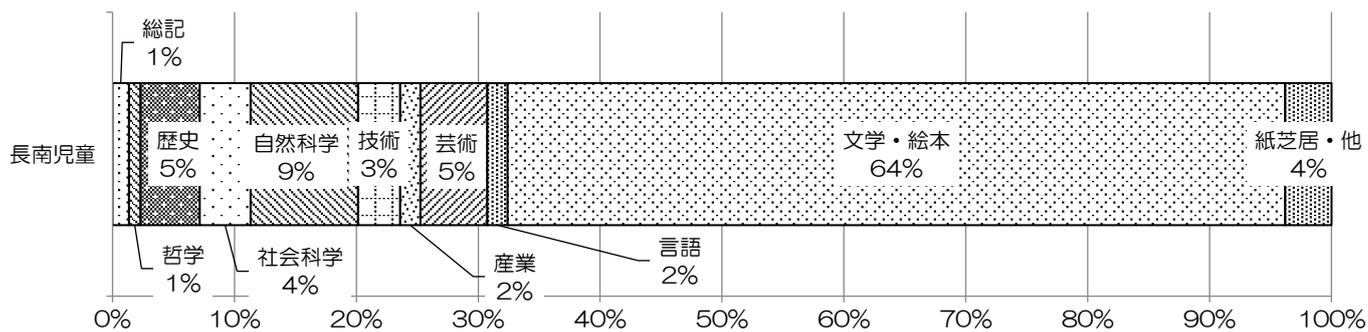
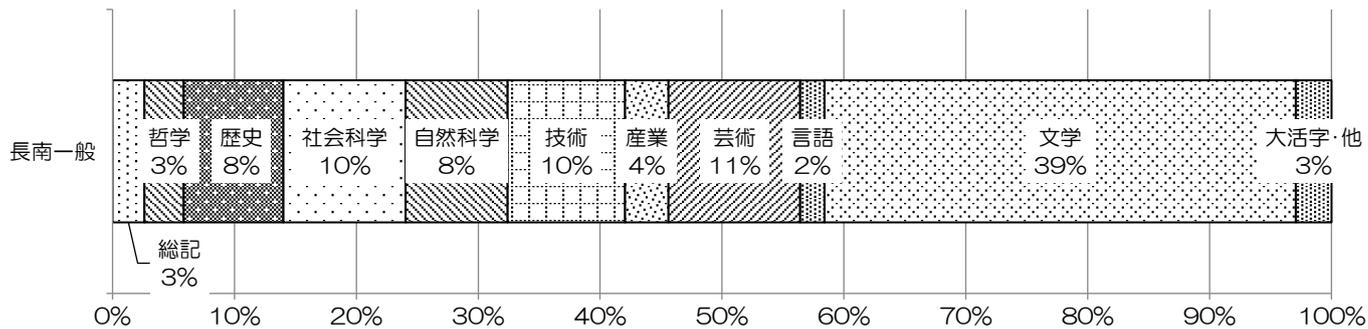
## (2) 分類別蔵書冊数

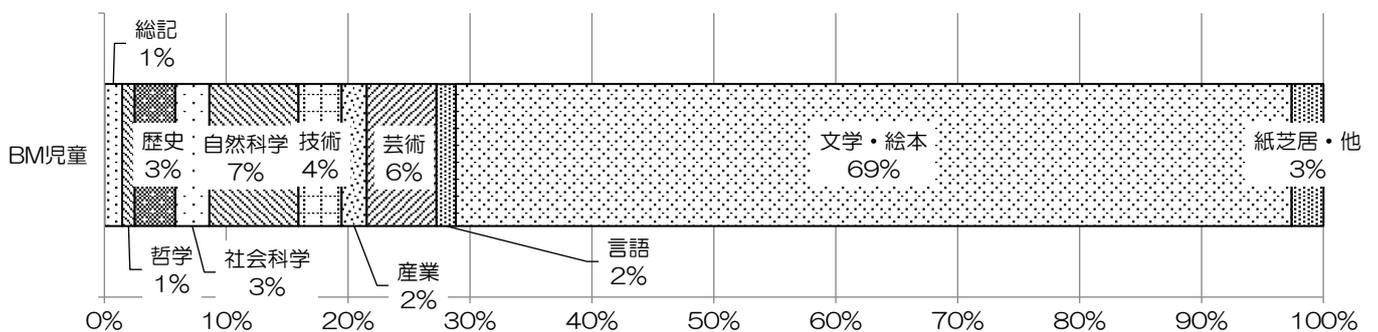
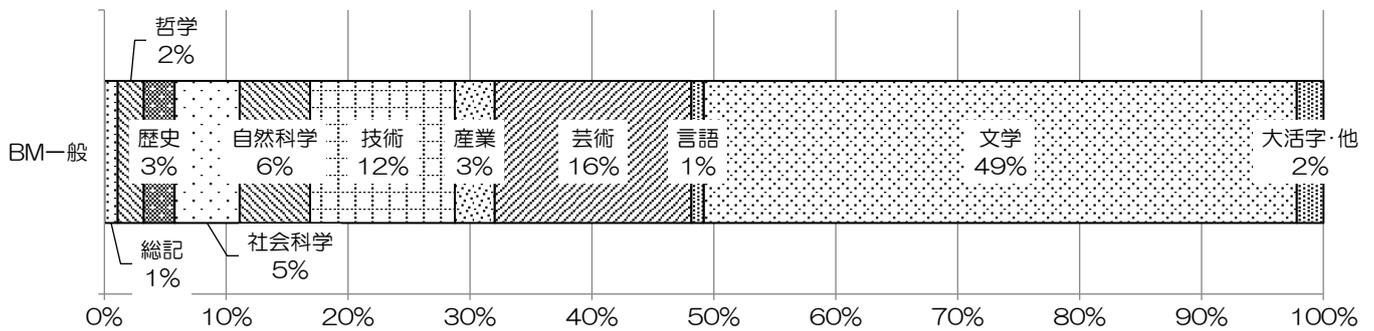
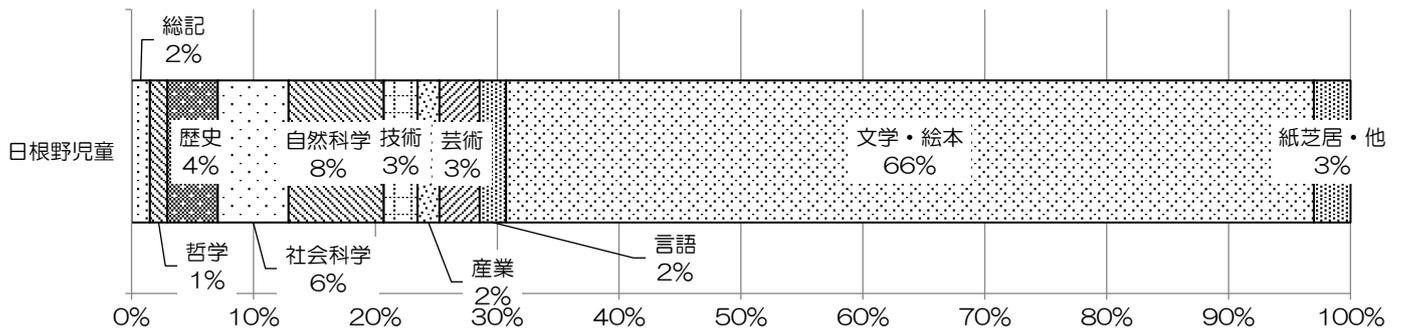
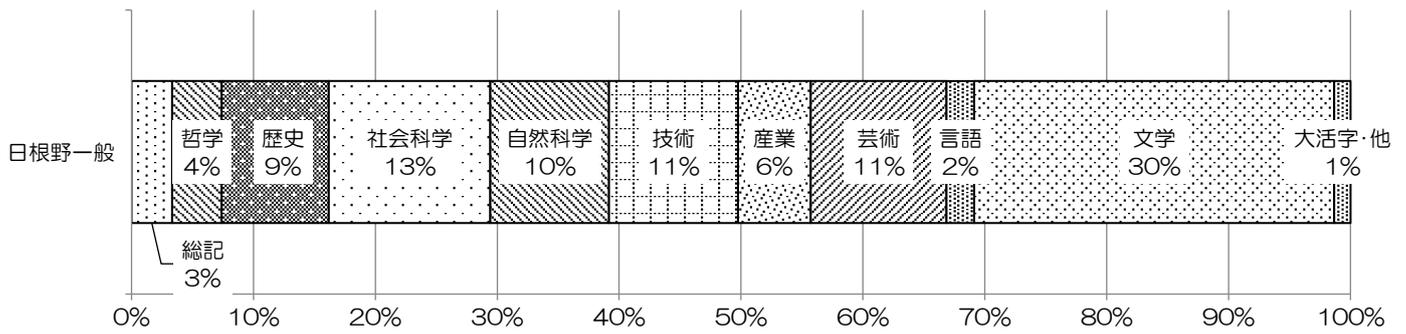
### ① 図 書

	中央		移動図書館		佐野	
	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書	児童書
0総記	8,036	1,305	86	151	711	227
1哲学	6,082	687	166	107	885	121
2歴史	19,336	4,334	198	342	2,237	738
3社会科学	25,944	4,179	417	288	3,099	514
4自然科学	12,710	6,987	451	756	1,973	1,625
5技術	15,908	2,292	928	365	2,757	423
6産業	6,984	1,447	256	211	968	334
7芸術	25,751	4,124	1,261	591	3,232	790
8言語	3,839	1,063	79	165	736	248
9文学	60,948	23,221	3,802	2,960	11,001	4,912
絵本	-	26,499	-	4,115	-	4,419
紙芝居	-	2,262	-	268	-	284
大活字	1,013	32	167	0	238	1
外国語	669	1,150	3	0	0	67
郷土	6,846	-	0	-	619	-
点字	7	47	0	0	0	1
教科書	1,228	-	-	-	-	-
合計	195,301	79,629	7,814	10,319	28,456	14,704

	長南		北部		日根野	
	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書	児童書
0総記	673	212	419	168	821	234
1哲学	831	149	381	204	1,002	224
2歴史	2,116	763	950	897	2,172	645
3社会科学	2,585	658	1,911	831	3,273	903
4自然科学	2,157	1,387	1,198	1,179	2,401	1,218
5技術	2,486	542	1,441	453	2,615	428
6産業	923	264	682	258	1,474	280
7芸術	2,786	862	1,390	600	2,749	513
8言語	515	264	330	238	562	337
9文学	9,977	4,619	4,686	2,825	7,288	4,512
絵本	-	5,417	-	2,133	-	5,806
紙芝居	-	573	-	124	-	255
大活字	212	0	106	0	168	0
外国語	0	23	0	43	0	213
郷土	542	-	146	-	164	-
点字	0	2	0	2	0	22
教科書	-	-	-	-	-	-
合計	25,803	15,735	13,640	9,955	24,689	15,590







## ② 視聴覚資料

### カセットテープ

	日本の音楽	外国の音楽	クラシック	その他	合計
中 央	75	1	0	522	598

(点)

### CD (コンパクトディスク)

	日本の音楽	外国の音楽	クラシック	その他	合計
中 央	4,162	4,789	3,412	797	13,160
移動図書館	0	0	0	10	10
佐 野	803	534	411	92	1,840
長 南	611	474	510	150	1,745
北 部	3	0	0	99	102
日 根 野	0	0	0	2	2
合 計	5,579	5,797	4,333	1,150	16,859

(点)

### ビデオテープ

	劇映画 (日本)	劇映画 (外国)	アニメ 人形劇	記録	音楽	趣味	演芸	その他	合計
中 央	682	2,522	1,201	458	290	1,338	153	53	6,697

(点)

### DVD (デジタルバーサタイルディスク)

	劇映画 (日本)	劇映画 (外国)	アニメ 人形劇	記録	音楽	趣味	演芸	その他	合計
中央	167	226	216	68	26	193	20	41	957
佐野	5	9	19	4	0	7	0	3	47
長南	17	6	11	5	0	8	0	2	49
日根野	0	0	0	4	0	0	0	0	4
合計	189	241	246	81	26	208	20	46	1,057

(点)

## (3) 電子図書館資料

受入コンテンツ数	9,553
うち購入点数	987

(点)

# 11 利用状況

## (1) 個人登録者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般	27,522	29,637	31,656	33,410	34,986
児童	4,125	4,193	4,249	4,576	4,503
合計	31,647	33,830	35,905	37,986	39,489

(人)

## (2) 延べ貸出利用者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	81,478	82,320	79,342	68,495	69,831

(人)

## (3) 団体利用

登録団体数	123 団体
貸出利用回数	605 回
貸出冊数	7,886 冊

## (4) 開館日

中央	284 日	※1
佐野	234 日	※2 ※4
長南	236 日	※2
北部	236 日	※3
日根野	236 日	※2

## (5) 移動図書館巡回

巡回日数	132 日
のべ巡回回数	344 回

※5

## (6) 入館者数

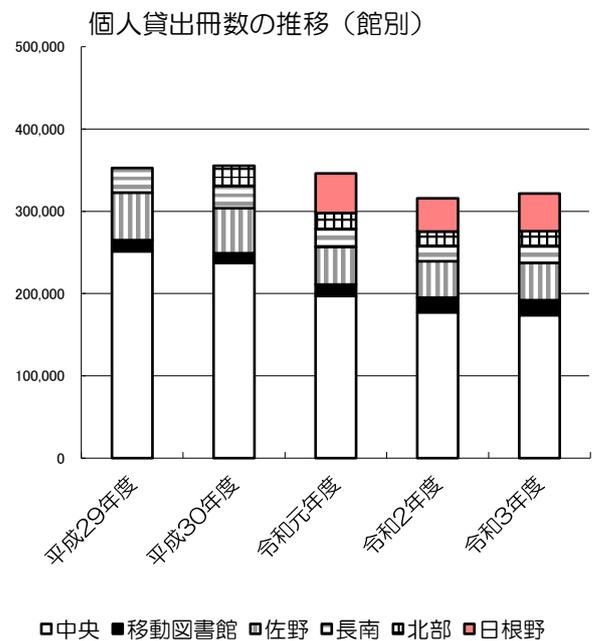
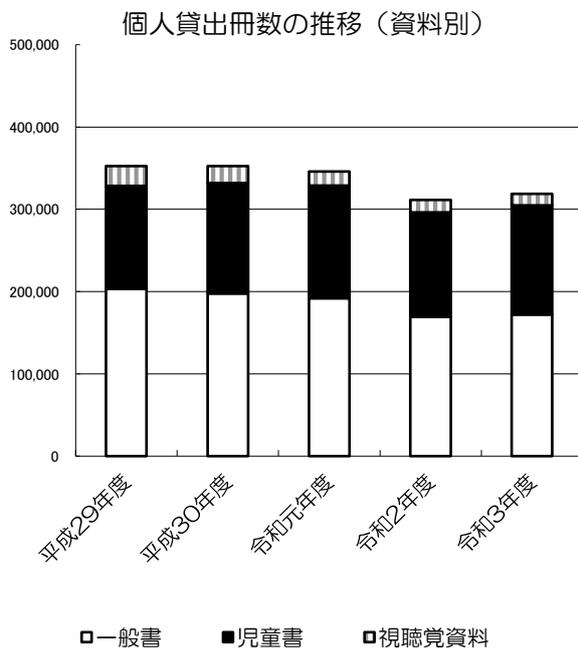
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入館者数	204,298	205,869	224,942	222,132	159,221	168,867

- ※1 4月25日(日)～5月16日(日)まで臨時窓口を設置し予約本の受け渡しを実施(9時30分～17時まで)  
5月18日(火)～31日(月)まで全館完全休館し蔵書点検を前倒しで実施  
6月1日(火)～20日(日)まで臨時窓口を設置し予約本の受け渡しを実施(9時30分～17時まで)
- ※2 4月25日(日)～6月21日(月)まで新型コロナウイルス感染拡大防止の為臨時休館
- ※3 4月26日(日)～6月20日(日)まで新型コロナウイルス感染拡大防止の為臨時休館
- ※4 9月19日(日)～23日(木)までエレベーター工事の為臨時休館
- ※5 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、5月1日(土)～20日(木)まで返却本の回収のみ実施(23か所)  
5月21日(金)～29日(土)までいちよう号巡回を休止(16か所)  
6月2日(水)～19日(土)まで返却本の回収のみ実施(31か所)  
7月2日(金)よりいちよう号巡回を再開  
1月19日(水)中央小学校(新型コロナウイルス感染拡大防止の為)巡回休止  
3月16日(水)第二小学校(卒業式の為)巡回中止  
3月20日(日)より車両の入れ替えのため、巡回を中止

## (7) 個人貸出冊数の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中 央	計	251,245	237,342	197,131	177,382	173,606
	(うち児童書)	91,116	89,902	70,217	65,530	66,796
	(うち視聴覚資料)	18,480	16,122	13,691	11,423	10,797
移 動 図 書 館	計	13,488	11,700	13,802	17,670	18,512
	(うち児童書)	6,402	5,688	7,582	10,991	9,968
	(うち視聴覚資料)	28	11	11	15	19
佐 野	計	57,989	54,533	45,644	44,413	45,244
	(うち児童書)	18,966	18,248	15,369	13,898	15,197
	(うち視聴覚資料)	3,395	2,751	2,132	2,159	1,701
長 南	計	29,825	27,152	22,040	18,315	20,119
	(うち児童書)	8,742	7,904	5,704	4,050	5,274
	(うち視聴覚資料)	2,036	1,679	1,078	1,196	1,245
北 部	計	-	24,739	19,405	17,774	18,261
	(うち児童書)	-	12,604	8,996	8,420	7,965
	(うち視聴覚資料)	-	107	86	130	174
日根野	計	-	-	48,039	40,066	45,810
	(うち児童書)	-	-	29,367	23,913	27,735
	(うち視聴覚資料)	-	-	84	104	76
合 計	計	352,547	355,466	346,061	315,620	321,552
	(うち児童書)	125,226	134,346	137,235	126,802	132,935
	(うち視聴覚資料)	23,939	20,670	17,082	15,027	14,012

(冊)



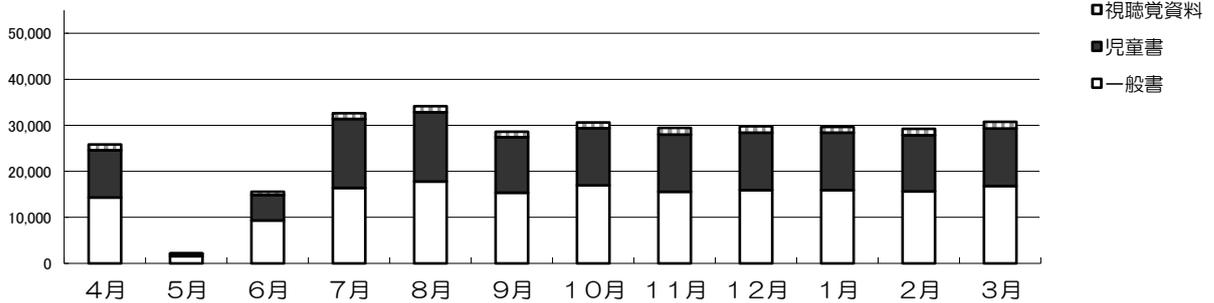
(8) 月間個人貸出冊数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央	計	13,929	1,989	10,354	18,026	18,776	15,515	15,892	15,835	15,131	15,752	15,664	16,743	173,606
	(うち児童書)	5,022	507	3,589	7,807	7,720	5,995	5,815	6,359	5,657	6,112	5,918	6,295	66,796
	(うち視聴覚資料)	983	109	508	950	994	962	1,003	1,075	993	931	1,080	1,209	10,797
B M	計	1,399	204	532	1,481	963	1,954	2,114	2,148	2,357	1,719	1,944	1,697	18,512
	(うち児童書)	682	38	132	741	323	1,134	1,200	1,252	1,451	1,002	1,142	871	9,968
	(うち視聴覚資料)	1	0	1	3	3	2	1	2	1	1	1	3	19
佐野	計	3,976	29	1,569	4,566	5,125	3,737	4,423	3,983	4,470	4,493	4,330	4,543	45,244
	(うち児童書)	1,266	0	467	1,845	1,929	1,314	1,403	1,176	1,388	1,520	1,459	1,430	15,197
	(うち視聴覚資料)	198	0	68	174	153	114	160	209	187	147	142	149	1,701
長南	計	1,539	7	680	1,978	2,197	1,766	2,060	1,921	2,115	1,921	1,788	2,147	20,119
	(うち児童書)	390	0	103	616	639	441	503	471	634	497	396	584	5,274
	(うち視聴覚資料)	88	0	57	155	107	88	106	105	134	102	158	145	1,245
北部	計	1,588	0	876	2,145	1,993	1,904	1,753	1,665	1,573	1,665	1,335	1,764	18,261
	(うち児童書)	739	0	357	1,058	938	767	732	641	682	708	546	797	7,965
	(うち視聴覚資料)	16	0	14	11	13	10	14	22	21	22	19	12	174
日根野	計	3,654	2	1,706	4,781	5,446	3,958	4,709	4,157	4,393	4,369	4,430	4,205	45,810
	(うち児童書)	2,149	0	917	2,902	3,531	2,413	2,763	2,557	2,684	2,655	2,708	2,456	27,735
	(うち視聴覚資料)	3	0	3	8	9	13	6	8	11	10	3	2	76
合計	計	26,085	2,231	15,717	32,977	34,500	28,834	30,951	29,709	30,039	29,919	29,491	31,099	321,552
	(うち児童書)	10,248	545	5,565	14,969	15,080	12,064	12,416	12,456	12,496	12,494	12,169	12,433	132,935
	(うち視聴覚資料)	1,289	109	651	1,301	1,279	1,189	1,290	1,421	1,347	1,213	1,403	1,520	14,012

※BM=移動図書館

(冊)

月間個人貸出冊数（資料別）



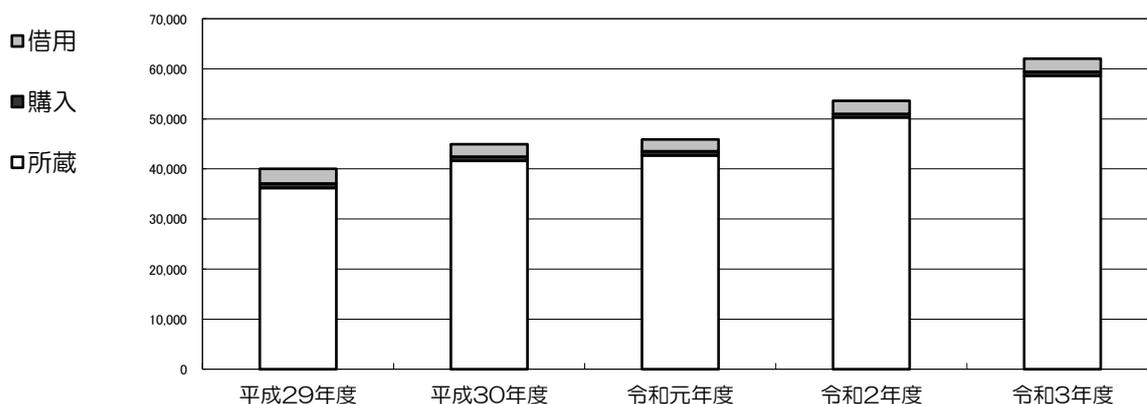
月間個人貸出冊数（館別）



### (9) 予約・リクエスト処理件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所蔵	36,226	41,606	42,729	50,318	58,604
購入	873	864	800	699	775
借用	2,925	2,450	2,393	2,592	2,662
合計	40,024	44,920	45,922	53,609	62,041

(件)



### (10) 相互貸借（他図書館への貸出・借り受け）の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
他	図書館への貸出	849	1,119	1,133	1,104	1,220
他	図書館より借受	2,938	2,537	2,465	2,592	2,662
	国立国会図書館から	3	0	0	0	0
	大阪府立図書館から	1,018	987	968	917	1,036
	他都道府県立図書館から	2	10	8	6	6
	大阪府下市町村立図書館から	1,864	1,534	1,488	1,669	1,617
	他都道府県市町村立図書館から	1	4	0	0	3
	大学図書館・その他から	0	2	1	0	0

(冊)

#### 他図書館への貸出（内訳）

大阪府立図書館	55
大阪市立図書館	26
大阪府下市町村立図書館	1,128
大阪府外市町村立図書館	11
合計	1,220

(冊)

### (11) レファレンス・問合せ処理件数

	レファレンス(調査・相談)				問合せ(書架案内・所蔵調査等はこちらに集計)			
	口頭	電話	文書	合計	口頭	電話	文書	合計
中央	1,663	325	0	1,988	4,907	2,160	0	7,067
移動図書館	180	0	0	180	895	0	0	895
佐野	691	79	0	770	1,403	493	0	1,896
長南	405	89	0	494	1,252	341	0	1,593
北部	272	14	0	286	1,058	162	0	1,220
日根野	549	12	0	561	1,060	231	0	1,291
合計	3,760	519	0	4,279	10,575	3,387	0	13,962

(件)

### (12) コピーサービス

	中央	佐野	長南	北部	日根野	合計
コピー枚数	3,724	405	84	51	17	4,281

(枚)

### (13) 視聴覚室の利用状況(中央)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用回数	12	0	6	15	16	16	21	22	19	14	13	13
利用者数	53	0	102	96	92	99	227	118	108	68	89	108

※利用回数は図書館行事に加え、各種団体利用を含む。利用者数は図書館行事利用者数のみ。

### (14) 書庫出納回数(中央)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
出納回数	515	0	206	754	829	476	472	526	603	573	515	694

(回)

### (15) 図書館サイトアクセス回数

アクセス回数	167,859回
--------	----------

※図書館サイトトップページのアクセス

## (16) 市民1人あたりのサービス実績の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
<b>延べ貸出利用者数</b>	81,478	82,320	79,342	68,495	69,831
市民1人当たり数	0.80	0.81	0.79	0.68	0.7

(単位：冊)

<b>貸出冊数</b>	352,547	355,466	346,061	315,530	321,552
市民1人当たり数	3.52	3.53	3.45	3.17	3.26
〃 (大阪府下平均値)	5.98	5.85	5.41	4.58	
〃 (全国平均値)	5.22	5.23	5.00	4.17	

(単位：冊)

<b>予約件数</b>	42,900	47,700	49,712	59,831	70,950
市民100人当たり数	42.6	47.4	49.5	60.2	71.9
〃 (大阪府下平均値)	115.2	118.6	114.1	118.9	
〃 (全国平均値)	75.9	79.8	80.9	81.8	

<b>図書受入点数</b>	5,694	6,888	7,843	7,860	9,574
市民1人当たり数	0.05	0.06	0.07	0.07	0.09
〃 (大阪府下平均値)	0.10	0.09	0.10	0.10	
〃 (全国平均値)	0.12	0.12	0.11	0.11	

(単位：冊)

<b>蔵書冊数</b> (※図書のみ)	391,701	394,888	438,223	441,100	443,146
市民1人当たり数	3.89	3.92	4.36	4.44	4.49
〃 (大阪府下平均値)	2.86	2.87	2.90	2.93	
〃 (全国平均値)	3.49	3.53	3.57	3.6	

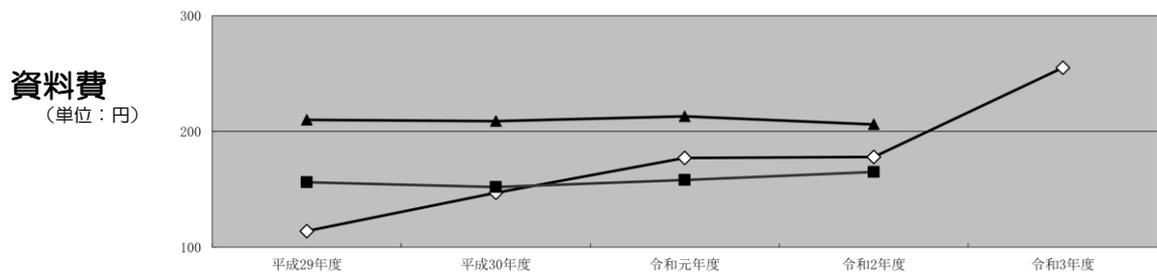
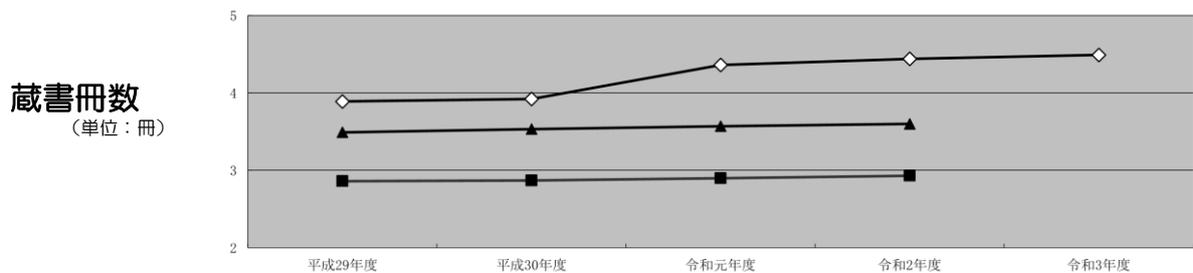
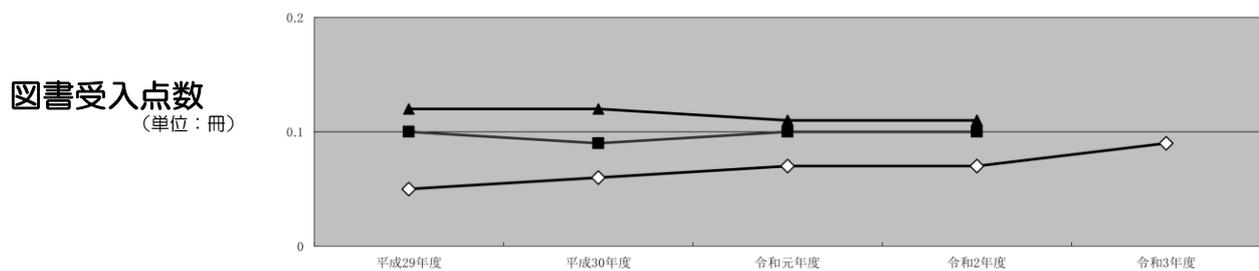
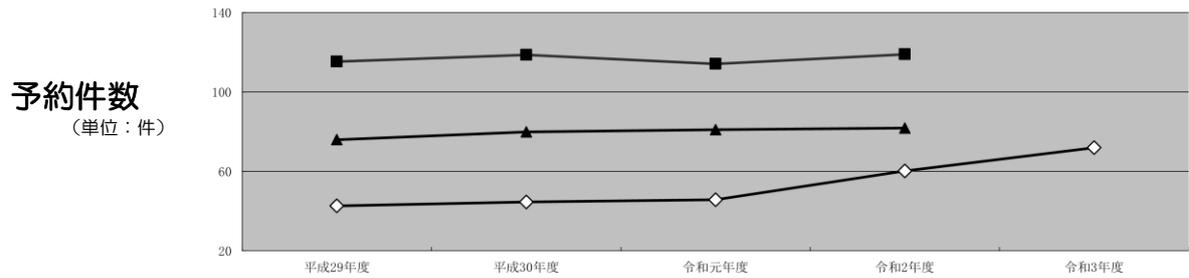
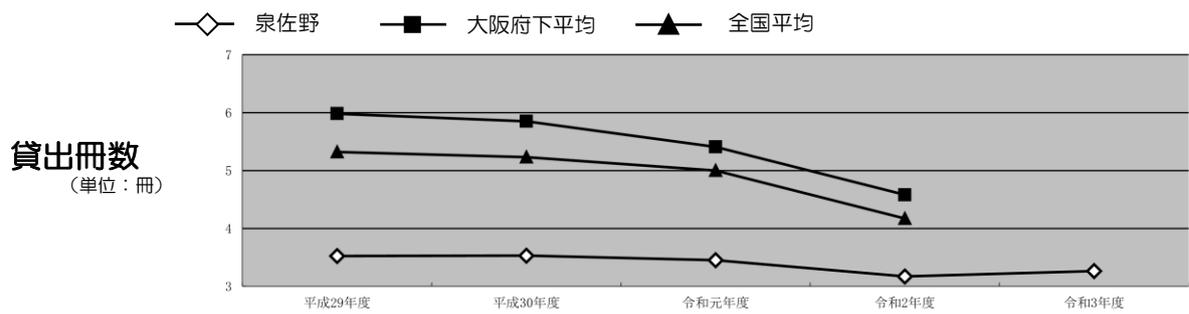
(単位：冊)

<b>資料費</b>	11,568	14,879	17,784	17,760	25,213
市民1人当たり数	114	147	177	178	255
〃 (大阪府下平均値)	156	152	158	165	
〃 (全国平均値)	210	209	213	206	

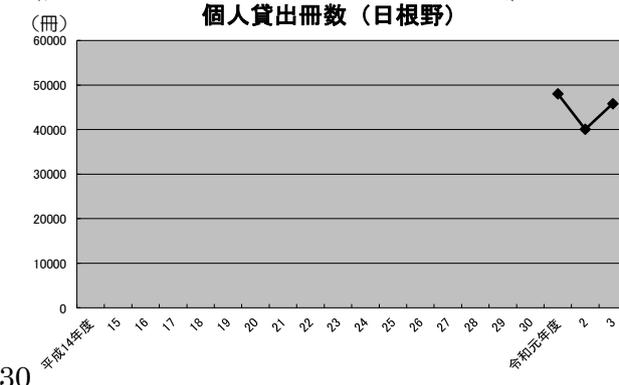
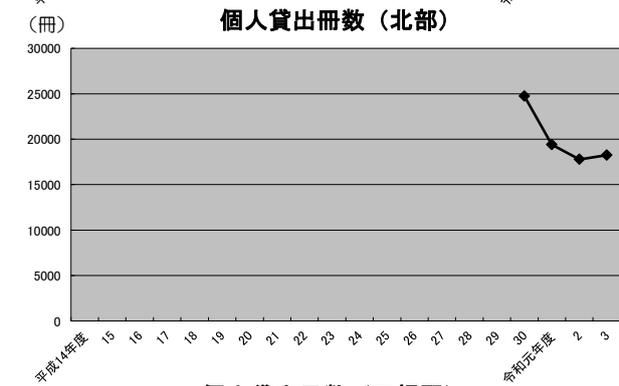
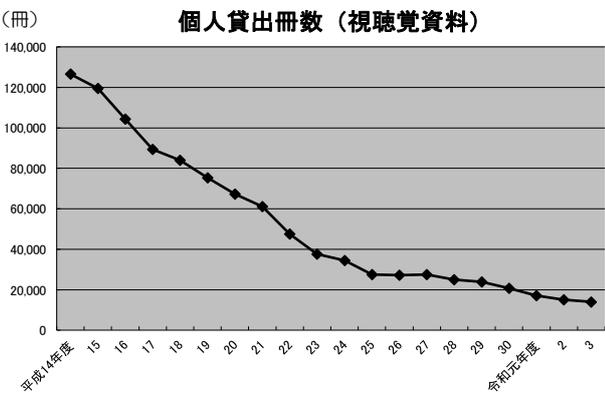
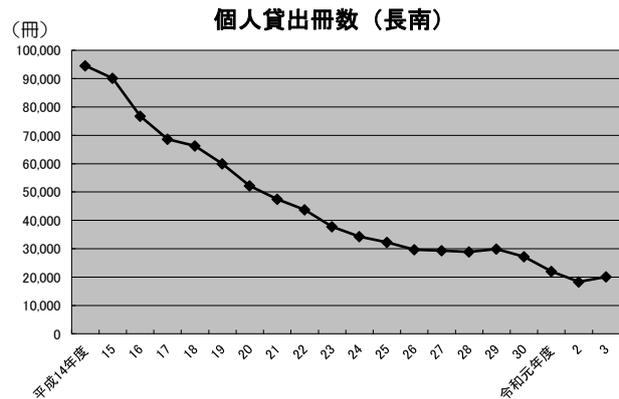
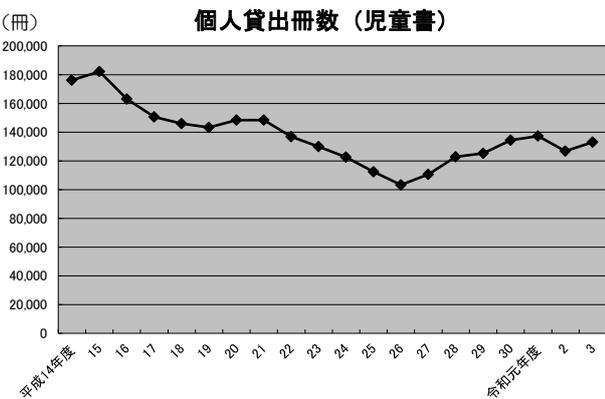
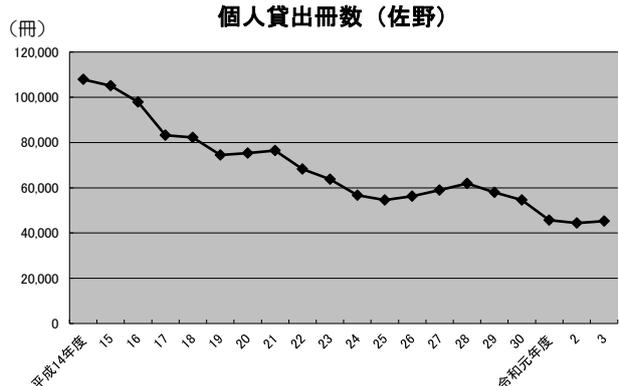
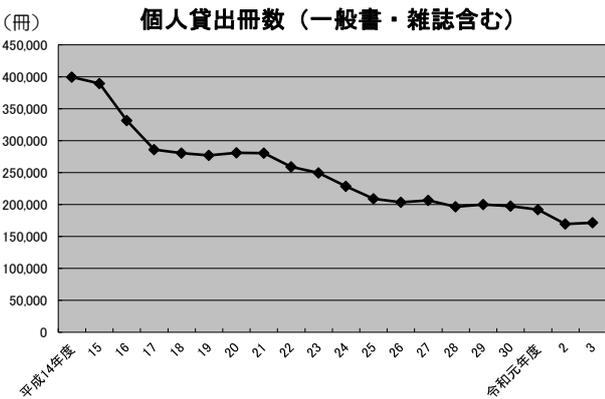
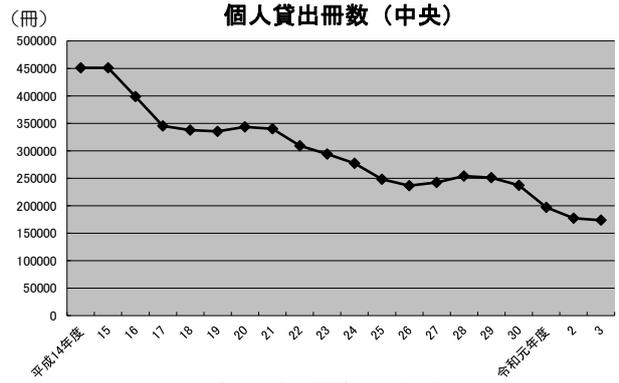
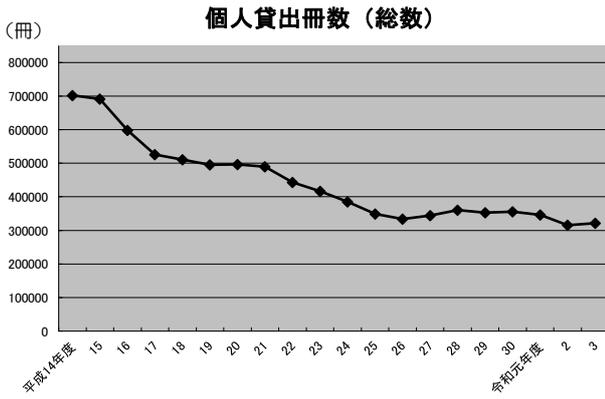
(資料費の単位：千円／1人当たり数の単位：円)

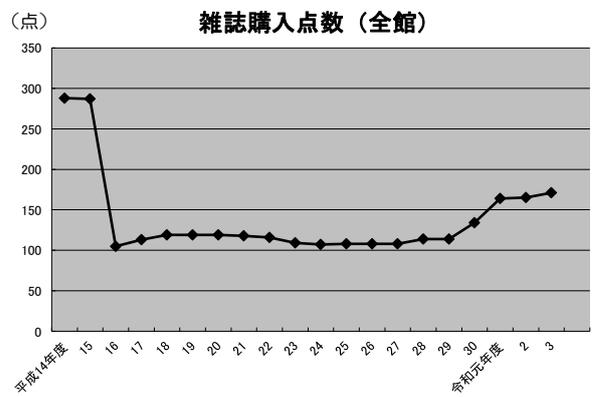
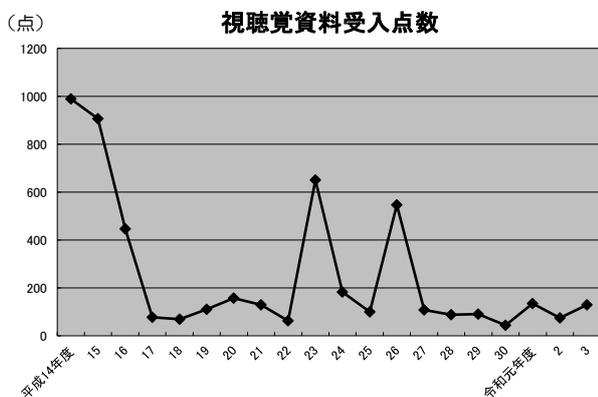
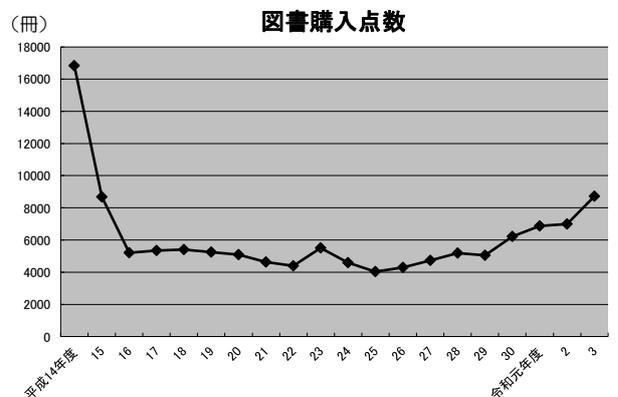
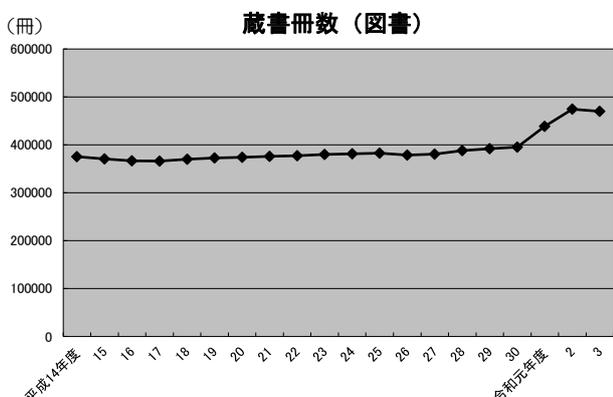
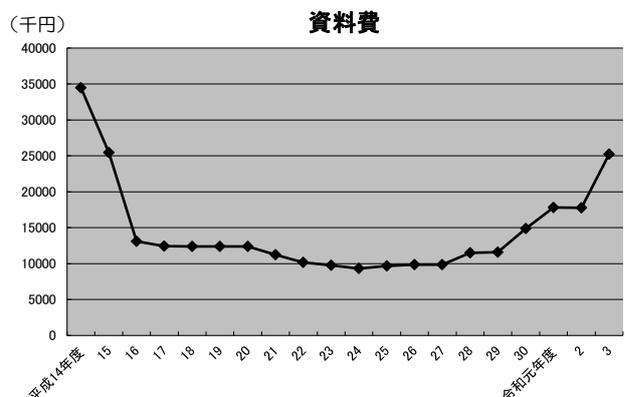
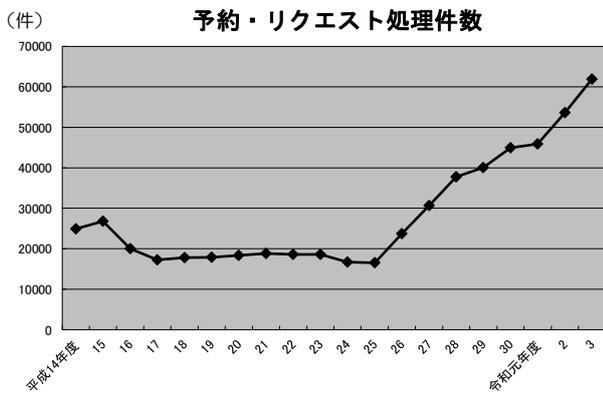
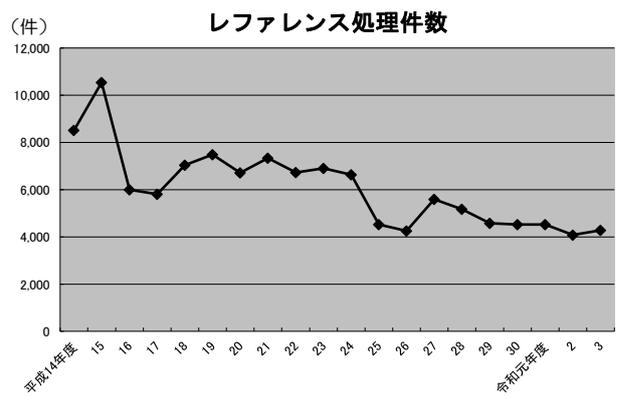
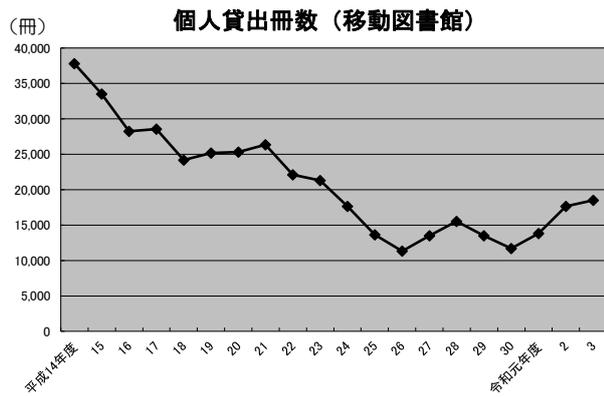
※ 大阪府下・全国平均値は「日本の図書館 統計と名簿 (日本図書館協会刊行)」による。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
泉佐野市人口 (人)	100,615	100,596	100,287	99,316	98,607



(17) 図書館20年間（平成14年度～令和3年度）の推移





### (18) 泉佐野駅 予約資料受け取りロッカー

貸出件数	2,165 件
貸出冊数	4,444 冊

### (19) いずみさの電子図書館の利用状況

※令和3年4月1日より電子書籍サービスを開始しました。

□グイン人数	1,420 人
□グイン回数	5,716 回
貸出冊数	2,373 冊
貸出回数	3,152 回
予約件数	913 件

## 12

## 行事・催し

## 令和3年度行事实績

開催日	行事名	出演・内容	対象	参加人数	場所
7月1日(木) ～7月11日(日)	七夕・笹飾り	笹と短冊を用意し、来館者に願い 事を書いてもらう	児童	75名	各館で 受付・展示
7月14日(水)	カレン先生の 英語でおはなし会	出演：カレン先生合同会社	一般 児童	27名	中央図書館 2階視聴覚室
7月20日(火) ～8月31日(火)	こわ～いおはなし大集合！ なぞなぞもあるよ！	なぞなぞと展示	児童	38名	北部公民館 図書室
7月21日(水) ～8月31日(火)	図書館「謎解き」イベント ひゃっか王からの挑戦状	百科事典ポプラディア を使用した謎解きイベント	児童	52名	日根野公民館 図書室
7月23日(金・祝)	読書感想文を 応援します！	図書館員が読書感想文を書く 手伝いや、本を探す手伝いをする	児童	のべ18名 (全2回)	中央図書館 2階視聴覚室
7月24日(土)	読書感想文を 応援します！	図書館員が読書感想文を書く 手伝いや、本を探す手伝いをする	児童	9名	佐野公民館 4階多目的室
7月25日(日)	読書感想文を 応援します！	図書館員が読書感想文を書く 手伝いや、本を探す手伝いをする	児童	10名	日根野公民館 3階多目的室
7月25日(日)	日曜・祝日おはなし会	出演：クローバー	一般 児童	18名	中央図書館 2階視聴覚室
8月1日(日)	おやこ De 人形劇	出演：人形劇団「ひまわり」	一般 児童	30名	長南公民館 2階多目的室
8月1日(日) ～10月27日(水)	わたしのおすすめの1冊 ～みんなで作る展示～	おすすめの本を紹介した文章を 募集し、本と一緒に展示 (10月1日～10月27日)する	一般 児童	263枚 受付	各館で 受付・展示
8月7日(土)	楽しくプログラミング を学ぼう	プログラミングロボット“こくり”を 使って楽しくプログラミングを学ぶ	一般 児童	のべ22名 (全2回)	中央図書館 2階視聴覚室
8月8日(日)	楽しくプログラミング を学ぼう	プログラミングロボット“こくり”を 使って楽しくプログラミングを学ぶ	一般 児童	のべ18名 (全2回)	中央図書館 2階視聴覚室
8月11日(水)	カレン先生の 英語でおはなし会	出演：カレン先生合同会社	一般 児童	24名	中央図書館 2階視聴覚室
8月15日(日)	夏休み映画会	「劇場版 ムーミン」	一般 児童	22名	日根野公民館 図書室
8月25日(水)	おやこヨガ (なでなでヨーガ)	講師：井上 照子	一般 児童	親子1組	中央図書館 2階視聴覚室
9月22日(水)	カレン先生の 英語でおはなし会	出演：カレン先生合同会社	一般 児童	26名	中央図書館 2階視聴覚室
9月23日(木・祝)	古新聞を活かそう！	古新聞を活用した工作イベント	一般	のべ6名 (全2回)	中央図書館 2階視聴覚室

9月26日(日)	日曜・祝日おはなし会	出演：クローバー	一般 児童	15名	中央図書館 2階視聴覚室
10月13日(水)	カレン先生の 英語でおはなし会	出演：カレン先生合同会社	一般 児童	23名	中央図書館 2階視聴覚室
10月16日(土)	バリアフリー映画 上映会	「ハンサム★スーツ」	一般	13名	中央図書館 2階視聴覚室
10月17日(日)	日曜・祝日おはなし会 (おはなし会の玉手箱)	出演：クローバー	一般 児童	22名	中央図書館 2階視聴覚室
10月24日(日)	ハロウィンミニ工作会	ハロウィンカラーのスライムを 作成する	一般 児童	8組15名 (全2回)	中央図書館 2階視聴覚室
10月27日(水)	おやこヨガ (なでなでヨーガ)	講師：井上 照子	一般 児童	親子6組	中央図書館 2階視聴覚室
10月29日(金) ～11月30日(火)	読書週間	期間中に資料を借りた利用者に 読書手帳、ブックカバー、 しおり、ぬりえをいずれかプレゼント	一般 児童	—	各館
11月10日(水)	カレン先生の 英語でおはなし会	出演：カレン先生合同会社	一般 児童	28名	中央図書館 2階視聴覚室
11月17日(水)	読み聞かせデビュー	絵本の読み聞かせが初めての方を 対象にした講座	一般 児童	4組6名	中央図書館 2階視聴覚室
11月23日(火・祝)	日曜・祝日おはなし会 (ストーリーテリングと 手遊びわらべ歌)	出演：クローバー	一般 児童	27名	中央図書館 2階視聴覚室
11月28日(日)	図書館 De ボードゲーム	ボードゲーム体験イベント	児童	のべ12名 (全2回)	中央図書館 2階視聴覚室
12月1日(水)～ 12月25日(土)	クリスマスまであと何日？ アドベントカレンダー	アドベントカレンダーと クリスマス絵本の展示	児童	—	各館
12月12日(日)	日曜・祝日おはなし会 (クリスマスおはなし会)	出演：クローバー	一般 児童	23名	中央図書館 2階視聴覚室
12月19日(日)	図書館 バックヤードツアー (中学生以上向け)	普段見ることができない図書館の裏 側を案内。本の装備体験	一般	3名	中央図書館
12月19日(日)	図書館 バックヤードツアー (小学生向け)	普段見ることができない図書館の裏 側を案内。しおり作り体験	児童	9名	中央図書館
1月6日(木) ～1月8日(土)	本の福袋	図書館スタッフがいろいろな テーマで選んだ本をひとつの袋に 2冊詰めて貸出する	一般 児童	114名	各館
1月16日(日)	手作りけんだまを つくろう！	けん玉を作る小学生向けの 工作イベント	一般 児童	2組4名	長南公民館 2階多目的室

1月26日(水)	おやこヨガ (なでなでヨーガ)	講師：井上 照子	一般 児童	親子3組	中央図書館 2階視聴覚室
1月26日(水)	おやこヨガ (まねまねヨーガ)	講師：井上 照子	一般 児童	親子1組	中央図書館 2階視聴覚室
1月30日(日)	日曜・祝日おはなし会	出演：クローバー	一般 児童	11名	中央図書館 2階視聴覚室
2月9日(水)	カレン先生の 英語でおはなし会	出演：カレン先生合同会社	一般 児童	29名	中央図書館 2階視聴覚室
2月2日(水) ～3月19日(土)	いちょう号から バトンタッチ!	いちょう号へのメッセージ募集	一般 児童	—	移動図書館 で受付
2月15日(火) ～4月10日(日)	いちょう号から バトンタッチ!	いちょう号へのメッセージ募集、 ステーション写真のパネル展	一般 児童	—	各館で 受付・展示
3月23日(水)	カレン先生の 英語でおはなし会	出演：カレン先生合同会社	一般 児童	40名	中央図書館 2階視聴覚室
3月24日(木) ～3月30日(水)	本のイントロ	スタッフが選んだ本を中身がわから ないように包み、本の冒頭の一文や セリフを紹介し貸出する	一般 児童	70冊	各館
3月26日(土)	おはなし会 コラボイベント	出演：人形劇団 ひまわり おはなしの会 ルピナス	一般 児童	30名	中央図書館 2階視聴覚室
隔月第3土曜日 (偶数月)	午後のキネマ	映画・ドラマ等で主に一般向けの ものを上映する	一般	のべ 76名 (全5回) ※1	中央図書館 2階視聴覚室
毎月第2土曜日	土曜子どもシアター	映画・アニメ等で主に児童向けの ものを上映する	児童	のべ 102名 (全10回) ※1	中央図書館 2階視聴覚室
毎月第1・3水曜日	おはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、 手遊び、その他	児童	のべ 282名 (全20回) ※1	中央図書館 2階視聴覚室

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、5月以降5月末までの行事を中止  
7月7日のおはなし会から再開

## 泉佐野市立図書館条例

平成8年3月29日  
泉佐野市条例第7号

(設置)

**第1条** 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。  
名 称 泉佐野市立中央図書館  
位 置 泉佐野市場東一丁目2番1号

(指定管理者による管理)

**第3条** 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の使用の許可に関する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) 図書館の設置目的を達成するために教育委員会が必要と認める業務

(図書館協議会)

**第4条** 法第14条第1項の規定に基づき、泉佐野市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

**第5条** 前条に規定する協議会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者並びに公募した市民の中から教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬等)

**第6条** 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、別に定める。

(利用者の秘密保護)

**第7条** 図書館は、図書館資料の提供に際して得た、利用者の個人的な秘密等を外部に漏らしてはならない。

(遵守事項)

**第8条** 図書館においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備及び図書館資料を毀損し、又は汚損しないこと。
- (2) その他指定管理者が定める事項

(入館等の制限)

**第9条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、若しくは退館させ、又は図書館資料の利用を停止し、若しくは禁止することがある。

- (1) 施設、付属設備及び図書館資料等を汚損、破損又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

(委任)

**第10条** この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成8年5月18日から施行する。  
2 泉佐野市立図書館条例(昭和46年泉佐野市条例第25号)及び泉佐野市図書館協議会設置等についての条例(昭和27年泉佐野市条例第30号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月29日泉佐野市条例第1号)  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日泉佐野市条例第14号)  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月2日泉佐野市条例第19号）抄（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（図書館に関する経過措置）

4 この条例の施行前に第3条の規定による改正前の泉佐野市立図書館条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の泉佐野市立図書館条例の相当規定によってしたものとみなす。

## 泉佐野市立図書館条例施行規則

平成8年4月4日  
泉佐野市教育委員会規則第5号

### 目 次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
  - 第2章 図書館協議会（第6条—第9条の2）
  - 第3章 図書館の利用
    - 第1節 個人貸出し（第10条—第18条）
    - 第2節 団体貸出し（第19条—第23条）
    - 第3節 移動図書館（第24条—第26条）
    - 第4節 対面朗読サービス（第27条・第28条）
    - 第5節 資料の複写（第29条—第32条）
  - 第4章 図書の寄贈及び寄託（第33条・第34条）
  - 第5章 施設の利用（第35条・第36条）
  - 第6章 補則（第37条）
- 附則

## 第1章 総 則

（趣 旨）

**第1条** この規則は泉佐野市立図書館条例（平成8年泉佐野市条例第7号。以下「条例」という）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（公民館図書室等）

**第2条** 佐野公民館、長南公民館、日根野公民館及び北部公民館に設置する図書室は、図書館が運営するものとする。ただし、第10条、第13条、第14条及び第16条の規定（電子書籍に関する規定に限

る。）並びに第24条から第28条まで及び第5章の規定は、適用しない。

## 第3条 削除

（開館時間）

**第4条** 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

図書館	利用時間	
	平日	日曜日
中央図書館	午前9時30分から 午後7時まで	午前9時30分から 午後5時まで
佐野公民館図書室 長南公民館図書室 及び日根野公民館 図書室	午前9時30分から 午後5時まで	午前9時30分から 午後5時まで
北部公民館図書室	午前10時30分から 午後6時まで	

**2** 指定管理者は、泉佐野市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

（休館日）

**第5条** 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て、臨時に休館又は開館することができる。

- （1）月曜日（北部公民館図書室にあっては、日曜日）
- （2）12月29日から翌年1月3日までの日
- （3）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（北部公民館図書室を除き、その日が、月曜日に当たるときはその翌日とし、日曜日に当たるときはその翌々日とする。）
- （4）図書整理日（1月4日及び毎月最終木曜日。ただし、これらの日が前3号に規定する休館日に当たるときは、委員会が定める日とする。）
- （5）特別整理期間（年間15日以内で委員会が定める日）

## 第2章 図書館協議会

（所掌事項）

**第6条** 泉佐野市立図書館協議会（以下「協議会」と

いう。)は、図書館の運営に関し、委員会の諮問に応じる。

- 2 協議会は、図書館の行う図書館事業について、委員会に対して意見を述べることができる。

## 第7条 削除

(会長及び副会長)

**第8条** 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第9条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。この場合において、会長及び副会長は、委員として表決に加わることができる。

(会議の公開)

**第9条の2** 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 協議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
  - 3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

## 第3章 図書館の利用

### 第1節 個人貸出し

(貸出しの手続)

**第10条** 個人が図書館資料(電子書籍を除く。以下「資料」という。)又は電子書籍の貸出しを受けようとするときは、貸出カード(様式第1号)の交付を受けなければならない。

- 2 貸出カードの交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 交付を受けようとする者の氏名、性別、生年月日、住所及び連絡先並びに市内在勤在学者(本市に居住する者以外の者であって、勤務先又は在籍する学校等(以下「勤務先等」という。)の所在地が本市にあるものをいう。以下同じ。)にあっては、勤務先等の名称
- (2) その他指定管理者が資料又は電子書籍の貸出しに必要と認める事項

(貸出カード交付の条件)

**第11条** 貸出カードの交付を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 市内在勤在学者
- (3) 前2号にあずるもののほか、委員会が特に必要であると認める者

- 2 前項第1号及び第2号の規定により貸出カードの交付を受けようとする者は、居住又は市内在勤在学者であることを証明する書類を、係員の求めに応じて提示しなければならない。

(貸出カードの有効期間)

**第12条** 貸出カードの有効期間は、指定管理者が別に定める日までとする。

(貸出しの数量及び期間)

**第13条** 貸出しを同時に受けることのできる数量及び期間は、貸出カードの交付を受けた者(以下「登録者」という。)1人につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量及び期間とする。

- (1) 資料(視聴覚資料を含む。) 15点以内及び貸出しを受けた日(以下「貸出日」という。)から起算して21日以内
- (2) 電子書籍 5点以内及び貸出日から起算して14日以内

- 2 前項の規定にかかわらず指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、貸

出しの数量及び期間を別に指定することができる。

(貸出資料の制限)

**第14条** 次の各号に掲げる資料又は電子書籍は、委員会が特に必要と認める場合を除き館外で利用することはできない。

- (1) 貴重図書
- (2) 郷土資料の一部(古文書を含む。)
- (3) 新聞、官報、公報等
- (4) 逐次刊行物の最新号
- (5) 前各号のほか、委員会が指定する資料又は電子書籍

(資料の返却)

**第15条** 資料の貸出しを受けた者は、資料の返却期日を厳守しなければならない。

**2** 資料の貸出しを受けた者は、資料の貸出しを受けることのできる期間(以下「貸出期間」という。)が過ぎて、引き続き利用しようとするときは、その資料を返納し、更に手続きをしなければならない。

(資料の貸出停止等)

**第16条** 指定管理者は登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に対し資料又は電子書籍の貸出しを制限し、又は停止することがある。

- (1) 資料を紛失し、又は損傷し、又は返却を怠ったとき。
- (2) 他人に資料若しくは電子書籍を転貸し、又は貸出カードを貸与し、若しくは譲渡したとき。
- (3) 条例若しくはこの規則又は指定管理者の指示に違反したとき。

(資料の弁償)

**第17条** 入館者又は資料の利用者が、資料を汚損し、破損し、又は紛失したときは、同一の現物又は相当の資料をもって弁償させることがある。

(届出)

**第18条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 登録者が、貸出カードを紛失したとき。
- (2) 利用中の資料を汚損し、破損し、又は紛失したとき。
- (3) 第10条第2項の申込書の記載内容に変更があっ

たとき。

## 第2節 団体貸出し

(貸出しの条件)

**第19条** 団体貸出しを受けられる団体は、市内に所在する地域・家庭文庫、学校その他の教育機関、読書グループ等の団体で、指定管理者が適当と認める団体とする。

(貸出しの手続)

**第20条** 前条の団体が資料の貸出しを受けようとするときは、団体の登録を行い、貸出カードの交付を受けなければならない。

(貸出カードの有効期間)

**第21条** 団体の貸出カードの有効期間は、指定管理者が別に定める日までとする。

(貸出しの数量及び期間)

**第22条** 団体が同時に貸出しを受けられる資料の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量とし、その貸出期間は2月以内とする。

- (1) 視聴覚資料 20点以内
- (2) その他の資料 200点以内

**2** 前項の規定にかかわらず、指定管理者が業務上必要があると認めるときは、貸出期間を変更し、資料の返却を求めることができる。

(貸出資料の制限等)

**第23条** 第14条から第18条までの規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第14条中「資料又は電子書籍」とあるのは「資料」と、第16条中「登録者」とあるのは「貸出カードの交付を受けた団体」と、「資料又は電子書籍」とあるのは「資料」と、「他人に資料若しくは電子書籍」とあるのは「団体の関係者以外の者に資料」と、第18条中「登録者」とあるのは「貸出カードの交付を受けた団体」と、「第10条第2項の申込書」とあるのは「第20条の団体の登録」と読み替えるものとする。

**2** 団体が貸出しを受けた資料については、その団体の代表者がその責任を負うものとする。

### 第3節 移動図書館

(事業)

**第24条** 図書館は、広く市民の利用に供するため、移動図書館を設け、市内を巡回し、資料の貸出しを行う。

(巡回場所・日時)

**第25条** 移動図書館の巡回場所及び日時は、委員会が別に定める。

2 指定管理者は、天候等の影響により巡回が適当でないとき、巡回を中止することができる。

(貸出期間)

**第26条** 移動図書館の資料の貸出期間は、第13条第1項の規定にかかわらず、次の巡回日までとする。

### 第4節 対面朗読サービス

(対面朗読)

**第27条** 指定管理者は、視覚障害により図書、雑誌等の墨字資料を利用できない者に対し、その希望に応じて朗読すること(以下「対面朗読サービス」という。)により利用に供するものとする。

(利用の方法)

**第28条** 対面朗読サービスを利用する者は、電話、郵便又は代理人によって登録する。

2 対面朗読サービスを利用する者は、原則として所蔵資料の中から選書をし、朗読希望資料をあらかじめ提示し、朗読予定日を予約する。

### 第5節 資料の複写

(複写行為)

**第29条** 資料の複写を希望する者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条の規定により、資料の複写を受けることができる。

(複写申込)

**第30条** 前条の複写をしようとするものは、複写申込書に必要事項を記入して、指定管理者に提出す

るとともに必要な経費を負担しなければならない。

(複写の制限)

**第31条** 複写できない資料は次のとおりとする。

- (1) 寄託資料で、その条件として複写を禁止しているもの
- (2) 他の図書館等から借り受けた資料で、複写が禁止されているもの
- (3) その他特に委員会が指定する図書館資料

(複写の責任)

**第32条** 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写の申込みをした者がその責めを負うものとする。

## 第4章 図書の寄贈及び寄託

(資料の寄贈)

**第33条** 委員会は、資料の寄贈を受けることができる。

(資料の寄託)

**第34条** 委員会は、適当と認めるときは、資料の寄託を受けることができる。

- 2 寄託資料は、特別な取決めがある場合のほか、図書館が所蔵する資料と同様の扱いをする。
- 3 委員会及び指定管理者は、天災、盗難、その他不可抗力により、寄託を受けた資料が汚損し、破損し、又は滅失したときは、その責を負わない。

## 第5章 施設の利用

(集会室等の使用目的)

**第35条** 指定管理者は、図書館事業の振興に資する読書会、読書講演会、研修会等の活動のほか、特に必要があると認めるときは、施設の集会室、視聴覚室及び録音機材室の使用を許可するものとする。

(使用の申請等)

**第36条** 前条の施設を使用しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 使用しようとする者の住所、氏名(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者名)及び連絡先

- (2) 使用目的
- (3) 使用人数
- (4) 使用日時
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める事項

- 2 指定管理者は、使用を許可したときは、許可書を交付する。
- 3 指定管理者が必要と認めるときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

## 第6章 補 則

(委 任)

**第37条** この規則に定めるもののほか、図書館の管理、運営に必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年5月18日から施行する。
- 2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる協議会の招集は、第9条第2項の規定にかかわらず、教育長が行う。
- 3 泉佐野市立図書館規則(昭和46年教育委員会規則第6号)及び泉佐野市図書館協議会会議規則(昭和27年泉佐野市教育委員会規則第17号)は廃止する。

附 則(平成11年3月2日泉佐野市教育委員会規則第2号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成12年3月31日泉佐野市教育委員会規則第10号)  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日泉佐野市教育委員会規則第2号)  
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市教育委員会規則第13号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日泉佐野市教育委員会規則第2号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月2日泉佐野市教育委員会規則第7号)  
この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成19年1月11日泉佐野市教育委員会規則第1号)  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日泉佐野市教育委員会規則第10号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月3日泉佐野市教育委員会規則第4号)  
この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日泉佐野市教育委員会規則第1号)  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日泉佐野市教育委員会規則第2号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月7日泉佐野市教育委員会規則第9号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日泉佐野市教育委員会規則第5号)  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月27日泉佐野市教育委員会規則第12号)  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日泉佐野市教育委員会規則第3号)  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月9日泉佐野市教育委員会規則第1号)  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月7日泉佐野市教育委員会規則第3号)  
この規則は、令和3年11月1日から施行する。

～様式第1号一第7号は省略～

## 泉佐野市民の心と知識を豊かにする 読書活動推進条例

令和3年9月30日  
泉佐野市条例第16号

(目 的)

**第1条** この条例は、市民の読書活動を推進するため、基本理念を定め、市の責務及び学校、地域等における取組を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の知的で心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(定 義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。

- (2) 児童等 学校等に在籍する乳児、幼児、園児、児童又は生徒をいう。
- (3) 図書館等 市立図書館及び市立公民館に設置する図書室をいう。
- (4) 学校図書館 市立の小学校及び中学校に設置する学校図書館をいう。
- (5) 視覚障害者等 視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。
- (6) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等 点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍(電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、電子計算機を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものを含む。)をいう。

(基本理念)

**第 3 条** 読書活動は、市民が言葉を学び、知識を得て、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものであることから、市民一人一人が、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的及び容易に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。

(市の責務)

- 第 4 条** 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有する。
- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、図書館等、学校等その他の関係機関及び民間団体との相互の連携の促進に努めるものとする。

(図書館等の機能の充実)

- 第 5 条** 市は、図書館等の蔵書の充実、インターネットを利用した図書館等と学校図書館との間における図書の検索、貸借のための情報の共有等の読書活動の推進に必要な環境の充実に努めるものとする。
- 2 市は、図書館等において、読書活動を支援するた

め、読書活動の普及及び啓発、読書活動を通じた交流の機会の提供等の取組の実施に努めるものとする。

- 3 市は、図書館等の視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実及びその利用が円滑になされるための支援その他視覚障害者等による図書館等の利用に係る必要な整備に努めるものとする。
- 4 市は、市民と外国人が互いの異なる文化、生活習慣等の理解を深めるため、図書館等の外国語の資料、各国事情に関する資料等の充実及びその利用が円滑になされるための支援の充実その他外国人による図書館等の利用に係る必要な整備に努めるものとする。

(市民の取組)

- 第 6 条** 市民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力を行い、相互の交流に努めるものとする。
- 2 市民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を整えるよう努めるものとする。

(学校等における取組)

- 第 7 条** 学校等は、それぞれの学校等の特色及び児童等の発達段階に応じた読書活動の推進に努めるものとする。
- 2 学校等は、市が実施する読書活動の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域における取組)

- 第 8 条** 図書館等、学校等その他の読書活動に関係する機関及び読書活動を推進する団体等は、地域において相互に協力して、市民の図書館等の積極的な利用を促進するとともに、市民が読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(他の計画等との整合性の確保)

- 第 9 条** 市が実施する読書活動の推進に関する施策及び市民、学校等及び地域における読書活動に関する取組については、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保を図るものとする。

(読書活動推進月間)

**第10条** 読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年11月を市民の読書活動推進月間とする。

(財政上の措置)

**第11条** 市は、市民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

# 泉佐野市立図書館収集方針

1995.6.30

泉佐野市立図書館は公立図書館としての役割を十分に考慮して、広く市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽などに役立つ資料を収集する。表現の自由、思想の自由を尊重し、あらゆる思想、信条、宗派に対して公平な立場を保ち、自由な資料の選択を行う。

住民の多様な資料要求に応えられるように、各分野にわたって幅広く網羅的に資料を収集する。資料は、図書をはじめ、即時的な情報源である雑誌、新聞等の印刷資料や、視聴覚資料など様々な形態のものを収集する。また、泉佐野に関する資料については幅広く収集する。

収集にあたっては、

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針に基づき資料の選択および収集を行う。その際、
  - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著者を排除することはしない。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。
  - (5) 寄贈資料の受入れにあたっても同様である。  
図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

〔『図書館の自由に関する宣言』1979年改訂（社）日本図書館協会総会決議 より抜粋〕

分館では各分野にわたって幅広く網羅的に資料を収集し、バランスの良い蔵書構成を構築する。中央図書館では、各分館の活動を支えるための資料の収集にも積極的に取り組み、また、郷土資料（地域・行政資料）は中央図書館が中心となって収集する。

図書館は常に新鮮で適切な蔵書構成を維持し、充実させるために資料の更新および除籍を行う。

資料の収集・更新および除籍については司書職員全体があたる。収集する資料の調整は、「資料選定担当者会議」が行い、常に新鮮で魅力ある蔵書構成を構築する。「資料選択担当者会議」は、担当者が合議して行う。選択についての最終責任は、図書館長にある。

## 図書館協議会の委員

氏名	役職	法的根拠
求野 弥生	国際交流基金関西国際センター専任司書	図書館法第15条
滝口 育子	おはなしの会ルピナス代表	同上
谷口 恵司郎	元校長会代表	同上
新明 喜子	泉佐野市社会教育委員代表	同上
古谷 康行	泉佐野市PTA連絡協議会代表	同上
中西 常泰	部落解放泉南紀北地域民衆史研究会代表	同上
道浦 敏幸	泉佐野市学校長会代表（長南中学校）	同上
山中 正江	泉佐野子どもの本の会代表	同上

(五十音順)

## 令和3年度図書館協議会開催日と案件

日時	案件
令和4年2月22日(火) ～3月8日(火) ※書面での開催	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新委員の委嘱状の交付について</li> <li>2. 令和2年年度事業報告について</li> <li>3. 令和3年度事業実施状況について</li> <li>4. 令和4年度事業計画について</li> <li>5. 「泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例」について</li> <li>6. その他</li> </ol>

# 15

## 視察・見学等

### 社会見学

令和3(2021)年	6月22日(火)	中央	泉佐野市立中央小学校	3年生	102名
	9月28日(火)	北部	泉佐野市立長坂小学校	3年生	46名
	10月15日(金)	中央	泉佐野市立第二小学校	3年生	101名
	11月16日(火)	中央	泉佐野市立大木小学校	3年生	7名
令和4(2022)年	3月3日(木)	中央	泉佐野市立第三小学校	3年生	23名
令和3年度 見学者数 合計					279名

### 職業体験学習

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度の職業体験学習は中止となった。

### インターンシップ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度のインターンシップは中止となった。

### 図書館実習

令和3(2021)年	7月27日(火)・28日(水) 8月3日(火)・4日(水) ・5日(木)・24日(火)	小中学校教員	のべ17名
令和3年度 図書館実習者数 合計			17名

### 出前講座

令和3(2021)年	6月1日(火)	★	泉佐野市立第二小学校	34名
	7月6日(火)	★	泉佐野市立中央小学校	20名
	10月19日(火)	●	泉佐野市立第二小学校	27名
	11月2日(火)	★	泉佐野市立第一小学校	12名

★…子ども司書講座    ●…POPの書き方講座

## 図書館要覧 令和3年度（2021年度）

---

通巻第26号

令和4年7月 発行



編集・発行 泉佐野市立図書館

〒598-0005 泉佐野市市場東一丁目 1-2

☎ 072 (469) 7130

URL <http://library.city.izumisano.lg.jp/>

---

© 2022 泉佐野市立図書館 Izumisano Public Library

泉佐野市立図書館は、指定管理者である図書館流通センターが管理・運営を行っています。  
連絡先：指定管理者(株)図書館流通センター TEL 03-3943-2221